

第 5 1 7 回（定例）福崎町議会会議録

令和 7 年 3 月 1 8 日（火）
午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 7 年 3 月 1 8 日、第 5 1 7 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 3 名

1 番	石 川 治	8 番	小 林 博
2 番	竹 本 繁 夫	9 番	河 嶋 重一郎
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	松 岡 秀 人
4 番	大 塚 記美代	1 1 番	城 谷 英 之
5 番	吉 高 平 記	1 3 番	三 輪 一 朝
6 番	植 岡 茂 和	1 4 番	前 川 裕 量
7 番	宇 崎 壽 幸		

○欠席議員

1 2 番 富 田 昭 市

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 事 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	津 田 知 宏	町参事兼学校教育課長	大 塚 謙 一
総 務 課 長 選挙管理委員会書記長	岩 木 秀 人	企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹
税 務 課 長	岡 本 昌 文	地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造
住 民 生 活 課 長	山 本 克 典	福 祉 課 長	小 幡 伸 一
ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子	農 林 振 興 課 長	吉 田 利 彦
ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功	上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹
会 計 管 理 者	福 永 知 美	社 会 教 育 課 長	木ノ本 雅 佳

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第 1 号	6 番	植 岡 茂 和	(1) 確定申告相談について
			(2) 消防団あり方検討委員会について
			(3) 都市計画道路について
第 2 号	4 番	大 塚 記美代	(1) フリースクールの授業料支援について
			(2) 福崎町のがん対策とがんの人への支援 はどうなっているのか
			(3) 手話言語条例ができて何がどう変わったのか

- | | | | |
|-------|-----|---------|--|
| 第 3 号 | 1 番 | 石 川 治 | (4) 外国人観光客にどう対応しているのか
(1) 投票所入場整理券の発送方法について
(2) G I G A スクール用タブレット端末の更新について |
| 第 4 号 | 5 番 | 吉 高 平 記 | (3) 市川右岸の護岸整備について
(1) 第 6 次行政改革について
(2) 七種の青少年野外活動センターの利用料金について
(3) 行財政改革について |

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
 ただいまから本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員数は 13 名でございます。
 定足数に達しております。
 なお、本日の会議に富田議員から欠席届が出ておりますので報告しておきます。
 それでは、これより本日の日程に入ります。
 本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 一般質問

議 長 日程第 1 は、一般質問であります。
 1 番目の質問者は、植岡茂和議員であります。
 質問の項目は
 1、確定申告相談について
 2、消防団あり方検討委員会について
 3、都市計画道路について
 以上、植岡議員。

植岡茂和議員 皆さん、おはようございます。議席番号 6 番、植岡茂和です。議長の許可を得まして、通告に従い一般質問させていただきます。

今任期最後の一般質問ということで、何かいつにもなく緊張しております。
 一般質問ということで、聞きたい内容を、いろんな課題を検討していたんですが、少し今回入る確定申告相談のことについてなんですが、苦情の声が大変多くて、ほかの一般質問をさせていただきかけたんですが、この問題を取り上げんことにはいかんぐらいの状態になっているのが現実でして、このたび、これを質問させていただこうと思います。

早速ですが、確定申告相談のことについて質問させていただきます。

2 月 17 日から相談会が始まりまして、早速順番が取れない、何でこのようなやり方を取り込んだんやというような苦情が大変多かったです。

初日、私も準備が間に合ってなかったんで、相談会場に行くことはなかったんですが、あまりにもその苦情が多いんで、ちょっと初日に行かれた方に状況をずっと聞いたんですが、なかなか状況把握できていないのが事実でして、もう 2 日目に何とか私も行ってみようと会場に行きました。9 時に受付開始という案内でしたので、8 時 45 分ぐらいに会場、エルデホールに行きましたが、すごい列で、

受付時間開始までは一緒に並んでいたんですが、ひたすら苦情の嵐。もうタコ殴り状態ですね。受付にその後たどり着いて札をもらったときには、私の場合が64番で、朝一の受付にもかかわらず64番の札を渡されて、「はい、1時からです」だけやったんですよ。それはまあ町民さんからしたら怒るわなど、もう少し真摯に対応していたらよかったんじゃないかなと思うのと、前もっての周知が足らなさ過ぎたっていうのが感じました。

少し私も待機してたら、もうすぐに1日の上限数100人という枠はいっぱいになり、また改めて出直してくださいと、追い返される状態ですね、が起きてたのが2日目の状況でした。

それで、私が順番が来たお昼に行きまして、手続していただいている間にも、もうかなりの数の方が、まあ、今までどおりのやり方なら、その日に来て、対応していただけたんですが、もう来たら「もう今日は100人ですよ」と、「帰ってください」という説明をずっとされていました。町民さんの不満も当然ですが、説明して帰っていただくように促している職員の方も見ていて、かなり僕もちょっとつらいなと、痛いやろうなと思いました。

そこで今回、そういうことがちょっと多過ぎたので、質問させていただくんですが、今年度から、その手続方法に変えた理由とといいますか、簡単に答弁をお願いします。

税 務 課 長 このたびの見直しにつきましては、申告日ごとに定めておりました対象地区を撤廃するとともに、申告会場を町有施設に限定し、1日の最大受付人数を設定いたしました。

これは、令和5年度の個人情報保護制度改正により、個人情報の取扱いが厳格化されたことを受け、税情報等を町有施設以外に持ち出すことをできる限り避けるべきだという思いから見直したものでございます。

それ以外に考慮した点といたしましては、あえて地元集落以外の会場で申告相談をされている状況や感染症予防対策、控室で長時間お待ちいただいている状況を解消することに配慮いたしました。

植岡茂和議員 大体のあれは分かったんですが、何か一緒のような手続方法の参考にした自治体等あるんですか。答弁をお願いします。

税 務 課 長 近隣の姫路市では、確定申告は税務署職員が対応し、姫路市職員は対応していないという状況がございます。なので、参考にしたのは、お隣の市川町を参考にさせていただきます。

植岡茂和議員 市川町を参考にしたということで、うちの町よりも人口も少ない自治体を参考にしたからこうなったんじゃないかという声も実はあるにはあるんです。

先ほど説明でありましたように、例年どおりでしたら、各地区ごとに日が分かれてまして、確かにやっぱり近所の人にああいうもうけがあるんや何やって知られたくないと言うて、違う日にされている方も当然いましたけど、今までも、例えばうちでしたら、馬田、駅前地区の日で決められて、それ以外の人も来れていたはずなんですけど。どうですか。

税 務 課 長 確かにほかの会場に行かれていた方もいらっしゃると思います。ですけれども、やはりこれまで一応割当てがございましたので、できる限りその会場に行かないとというような思いがあって、我慢されていたような方もいらしたということをお聞きしています。実際、今回、申告会場で直接申告者のお声を聞きますと、今回のように自治会縛りがなくなって、どこにでも行けるようになってよかったなという言葉もいただいております。

植岡茂和議員 今、課長の答弁であったように、そのような声も確かにあるんですが、私が受

けた声は逆の声で、何で上限１００人なんやと。これ、私ちょっと急遽、総務の日に当たったんで、同僚議員の方に質問していただいていた内容を聞いていたら、今までの平均日数であった７０人から８０人やったんで１００というような内容で答えてはったと思うんですけど、それは地区縛りがあったからやと思うんですよ。やっぱり、僕も自営業やってしてたら、早めに終わらせたいと思ったら、もう開始日に行きたいなという気持ちがあるのは当然ですし、そういう交通手段で困らない人は、町内どこでも行けますけど、実際、やっぱり自分の近くの場所で相談したいのに、おばあさんですけど、行ったらいっぱいやったと。それで、日を改めてくれ、次はこの会場があるよって言われたら、「いや、私、そんなサルビア会館まで行かなあかんのか。八千種まで行かなあかんのか」って聞かれて、「いや、そうなんです」としかお答えようがなかったんですよ。そんなこと頭まで想像できなかったのかなというのが、ひとつありますね。

ちょっと今、だらだらとしてしまったんで、実際、１００人に縛ったというのは、どういう理由があるか、答弁をお願いします。

税 務 課 長 １００人としたのは、先ほど質問議員も言われましたように、過去のデータを基に、昨年度でしたら１日当たり８０人から９０人ぐらい申告相談に来られている状況でございました。

今回、受付人数１００人という縛りを設けさせていただいておるんですけども、実際にはご家族と一緒に来られる方が多いです。その場合は番号票を１枚お渡ししても複数人の申告を取るようなことになります。そのような場合、実際１００番といいましても、１２０人以上の申告を取るような状況がございます。そうなりますと、職員も昼休みも取らず、受付終了時間を超過して、ひたすら確定申告を取り続けるというような状況でございました。そこから考えましても、ちょっと１００人が限界なんじゃないかなという思いでございます。

植岡茂和議員 今、課長の答弁から聞きますと、今年度のやり方に変えたから１日の負担量が増えたんじゃないかなと、そういう想像はしていたんですが、実際、今まで各村のエリア分けしていたときには、１日七、八十人から９０人で対応できてたところが、今は負担が増えてしまってるってということじゃないですか。何で、そのやり方自体がちょっと問題とまでは言わないですけど、やっぱり不満を持たれるような内容やったんじゃないかなとは思いますが、実際、対応された職員さんのそういう負担があったという、そういうふうな意見は何か聞かれてないんですか。

税 務 課 長 税務職員につきましては、大変毎日の人数は増えているというような状況でございましたので、かなり疲弊したというような状況ではございました。

植岡茂和議員 私も対応していただいた方に、実際、今年のやり方になってどうですかと、私は聞いたんですけど、職員さんが確かに個人情報やそんなものもあるし、機械の移動等も、その手間が大分省けるんで、その負担はすごく軽減されたという意見は聞きました。ただ、今言われたように、人数が受付券によって、１００人と言いながら１００人を超すと。各村割りですてくれたときのほうが人数の負担は少なかったかなみたいな感じでしたわ。なんで、それは当然職員さんの負担のことも考えるべきとは私も思いますが、今、聞いている限りでは、やはり各村ごとのエリア分けはやっぱり必要であったんじゃないかなとは思いますが、これから先、それをもう一度改善点として見直す気はあるのか、答弁をお願いします。

税 務 課 長 エリア分けをしてほしいと言われる方の多くは、これまでも比較的スムーズに申告できていたものが、また、地域からの申告者もあり、予定していました相談日に申告することはできなかったと思われた方が多かったのではないかなと思

っております。

しかし、町内の申告者の人数は減少傾向をたどっておりまして、約6割が還付申告、約3割強が住民税申告、約7%が納付申告となっております。申告に来られても申告できなかった原因についてはできるだけ早く所得税の還付を受けたい方、申告を終わらせたいと思われる方が申告期間の前期に集中したためと理解しておりまして、申告日ごとの混雑状況の周知、ライン予約などの受付方法の検討、電子申告制度のさらなる充実など、スムーズな申告相談ができるように努めたいと思っております。

植岡茂和議員 何ていうんですかね、住民サービスと考えると、先ほどのように前半に集中したとかそういう理由もあるんで、改善点は当然あるんですが、やはり何件かあったんはね、今までなら、その日にその村の指定があった。なので、自営業やそういう仕事をしている人は、その日何時になるか分からん、取りあえずその日1日はお休みを取ろうと。取って動いていたと。でも、今年に限っては、初日からいけるんやと思って、私が聞いた何人かのうちの1人の例としては、朝行っても多いやろうと、受付だけしてお昼前に帰ってこようぐらいの考えで行きましたと。朝仕事の段取りして会場に行く、受付、もう今日はできません。ほな今日はもう1日なし、明日また来てもらうたら番号は取れますと。でも、その人からしたら、明日も休まなあかんのかと。明日は早めに来ようと。早めに来たから順番は取りあえず取れたけど、こんなことを繰り返されたら仕事もままならんと。そういう声も実際あります。3人ぐらい職人としやべった、そういう声ですけど。それもそうやなと僕も思いました。

僕も今まで例年までは、この日が馬田やなと思ったら、その日、休み見て、それ以外は段取りが組めるんで、朝一行ったら時間かかってでも受付はしてくれよったんで、やっぱりね、エリア分けは、これはほんまにもう一回ちゃんと考え直さんとあかんなと思うんですよ。

実際、今、前半に集中したと言いましたが、前半はどれぐらい集中したんか。後半になって1日どれぐらい減ったっていうようなことが、今分かるんでしたら、ちょっと答弁お願いします。

税 務 課 長 先ほども申しましたが、前半に集中したということでございますけれども、前半の1週間ぐらいですかね、1週間ぐらいと、会場が変わるタイミングで100人を超えたというような状況でございました。合わせて100人を超えたのは7日間でございます。それ以外は100人未満でございまして、だんだん申告会場に来られる方は落ち着いてきておりまして、最終日、昨日ですけれども、昨日は44人ですね。最終的には落ち着いてくるような感じでございます。

植岡茂和議員 ですから、エリア分けにしていたら、前半集中、後半にこの人数が少ないというようなことなく、満遍なくいけてたんじゃないかなというふうに思います。

実際、定例会初日でしたかね、サルビア会館で始まる日でしたが、もう車いっぱい、サルビア会館の前、あの列、見てくれましたか。すごい何のバーゲンセールやぐらいの人数が並んではったと思います。で、順番待ちの番号をもらって、役場に入ろうとしている議員を見つけたときのあの町民さん、「ほんまこんなもんあかんぞ」と、「見直さなあかん」って、「これはおかしいぞ」どれだけ玄関でタコ殴りに遭ったか。もうこの制度になってから、私、3回タコ殴りに遭ってます、住民さんに。でも、聞く理由はごもっともなんですよ。さっき言ったように仕事休まなあかんや何や。当然、ええ声もありましたよ。小さいお子さんがおられるお母さんは、会場の中で気を遣わんでええと、助かった、この声もあります、実際。それは、課長、全部責めとうわけじゃないんで、そういう声もありま

した。それで、おばあさんらも、課長がちょっと言いよったように、ずっと待たれるより、近所でお茶飲んでもうて、ゆっくりしてもうてから来てください。この気持ちも思いやりの一つとしては大事やったんちゃうかな、それは思いますが、前半に集中されたという方は、やっぱり仕事されてる方で、順番待ってとてくれて、ゆっくりお茶飲んどけるような人はいないんですって。そういう人は申告に来ないですから。ただ、一生懸命自分らがちゃんとそういう申告はせなあかんという気持ちを持って出てきてくれる方に「今日はもう無理です。帰ってください」と言わなあかん状況になっているのは、このエリア分けがなくなったからやと思うんです。

このエリア分けは、もう一回ほんまにちゃんと見直してほしい。これはほんまに、私は多分今までになく住民さんからタイムリーに、4月が近いっていうのもあって、もうこれはすごく大きい声、この後、誰か同僚議員が質問されるかもしれませんが、これはやっぱり見直しはもう一回するべきやと思うんですが、この見直しをする気があるのか、しなくてもええと考えるなら、どんな方法があるのか、ちょっと答弁あればお願いします。

税 務 課 長 昨年度までも集落を分けて受付簿方式でやっていたわけですがけれども、大きな集落で見ますと、100人以上来られていまして、その場合は、こちらのほうもある程度の時間で受付簿は、ちょっと引き上げさせていただいて、お帰りいただいたということは昨年までもございました。今年については、ホームページや各戸のチラシでこういった方法に変わりますよということで、前半は大変混雑します。受付番号票が途中で出てしまう場合もございますという注意喚起もさせていただきましたが、ちょっと伝わっていないというようなところも確かにあったのではないかなと思っておりますので、来年度以降は、今年状況を、前半この日は何人ぐらい来たというようなこともお示ししながら、あまり前半に集中しないようなことで対応させていただけたらと思っております。

植岡茂和議員 だから、今までどおり、この日はこの自治体優先というふうな、今までどおりのやり方に戻すことはないということでしょうか。

税 務 課 長 現時点で、まだ今回変わったところがございますので、来年度以降も周知に努めまして、同じ方法を取らせていただけたらと思っております。

植岡茂和議員 ずっと押し問答みたいになってしまうんであれなんですけど、このたびは、いろんなことが重なったことが原因であると僕なりに分析はしたんです。e-Taxでやるっていうことに取り組んでほしいということで、広報にあれが大きく載りましたよね。あそこで、まず、もう申告会場では受け入れてくれへんのやと感じた人もおるんですよ、実際。そう書いてはないんですけど、やっぱりパンとあれが出てきたら、あれどういうことやと。今までなら、何月何日、どこどこ地区って上がとったんがないぞと。あれだけに行かなあかんのか。ほんで、その次、いや、今までどおりありますよって聞いて行く。じゃあ今までどおりの感じで朝はつかえるから10時ぐらいに行こうかいうて、出てくるお年寄りの方が出てたらもう100人いっぱいやと。ほな、やっぱりね、住民さんからしたら、冷たさしか感じないわけですよ。そういう意見を言われるんです、全部ね。それを町に言うてくれっていうわけも僕らもいきませんから、全て受け止めるんですが、もうほんまに何度も言うようにタコ殴りですわ。多分、議員さんの中も非難浴びた方いっぱいおると思うんですが。

思いやりがちょっとないかなと。僕も課長目線で考えたんですよ、当然。職員がどうすれば楽になるやろうって考えた場合、こういう手段取ったんかなとか、いろんな目線で考えたんですが、やっぱり最終は住民目線で僕らは意見を言わな

あかんで、やっぱりそう考えると、エリア分けして、今までどおり、1日がその村っていう余裕がないと、お年寄りらも、もう何か行かんでええかなみたいな言い方になってしまうわけなんですよね。

なんで、これはもうずっとさっきから何回も言うてますけど、本当にもうエリア分け戻す気はないと考えてらっしゃるのか。もう一度答弁お願いします。

税 務 課 長 いろんな感染症予防対策や長時間お待ちいただいていた状況を解消するために、今回、このような方法を取らせていただきました。せっかくちょっと変えたところでまた戻すというようなことになれば、それはそれでまた混乱も出てくるのかなと思っておりますので、今回、税務署のほうでは電子申告の推進ということで進めておりまして、福崎町としまして、このたび、先ほど言われましたが、スマホ申告という申告相談というのを1月27日と2月7日に設けました。なかなかちょっとご自身でスマホで申告されるっていうのは、ちょっと難しい部分もあるんでしょうけれども、税務署のほうもスマホ申告の画面については改良を重ねておりまして、だんだん使いやすくなるような状況もございます。

前半に申告されたい。確定申告前に還付申告は確定申告前でも受けれるんですけども、そういった方はそういったスマホ申告、e-Tax、電子申告、もしくは、ご自身で書類を作られたら税務署に送るということもできますし、役場の税務課で書類をお預かりするということもできますので、そういったことも利用させていただけたらと考えております。

植岡茂和議員 丁寧な説明していただいて、電子申告のことは後でちらっともう一つ聞きたいことがあるんですけど、先ほど課長の答弁にすごく引っかかったのが「せっかく変えたので」とっていうのは、誰のために変えたんですか。答弁お願いします。

税 務 課 長 それは、やっぱり申告相談に来られている方の感染症予防対策、狭い空間で長時間、今まででしたら受付簿方式ですので、名前書いていただいたら、いつになるか分からないような状況でございました。長時間にわたって同じ閉鎖的な空間で待っていただくということを解消するために、今回変更させていただいております。

植岡茂和議員 その課長が思われた住民さんを思う気持ちが全く伝わっていないため、今回のような声が上がってきているんだと思うんです。

だから例えばね、今までどおりお待ちいただいて、長時間になりますよと。今これぐらい待たれているので、目安としてはこれぐらいの時間になると思いますっていうふうな言い方でしたら、捉え方としてはやっぱり思いやりがあったなと思って捉えてるんですけど、行きます、番号渡されます、何時です、これはね、やっぱり伝わらないですよ。今年から感染症にも目を向けて、こういう密閉されたところでやらないように、こういう順番待ちの制度を取り入れたんですわと。今年度からちょっとご不便かけますけどっていうような説明があればね、多分、そんな文句を言う方少ないと思いますわ。僕だってそう思います。そう言われたら「いや、こういうふうに説明してくれたで」って皆さんに説明できたんですけど、僕自身も「あ、何時です」ってされたんで。でもね、あれも最初僕もおかしいと思って言いに行きましたけど、やっぱりね、帰っていただくよう努力しよる職員さんからしたら、ああいう感情になるのかな、まで思いました。やっぱり優しい住民さんばかりじゃなかったんですね、僕は受付しよう間、見とつても。「何でできへんのや」「今日ちゃうんかい」もうあんなことずっと言われたら、それは職員さんも気もめいると思います。「いやでも、100人なんです。100人の受付、いっぱいなんで帰っていただかないといけないんです」って、「何で100人なんや」って「何であかんねん、おまえ、まだ昼やぞ、何時まであん

ねん」とか、もうね、すごい人がおってんですよやっぱり。そういう人らに対応できるように、やっぱりね、丁寧にお答えするマニュアルみたいなのを作ってあげてなかったいうのも問題じゃないかなと思います。

エリア分けを断固戻さないということなんですけど、いや、本当にね、住民さんは、もう一回ちゃんとあれに、せめて会場はええわと、各公民館とかそんなまでせんでええ、今までどおりにせんでもエリア分けぐらいちゃんとしてくれと。ほんまにこの声は多いですよ。課長、これはほんまに覚えとってほしいです。町長らにも聞いとってほしいことです。ほんまにみんな冷たくされたと思っています。そんなことでって思いはるかもしれないですけど、住民さんはやっぱりね、大変な確定申告で、大変な作業で、分からんこともあるから相談しながらしたいって頼ってきてるのを、そういう冷たい扱いされたと思ったら、もう倍、町への不満はたまります。そういうのを積み重ねていったらほかのことにやっぱり理解もしていただきにくくなるんで、やっぱり住民サービス、町政運営から考えたら、もっと丁寧にできたんじゃないかなと思います。

改善していただけないという答弁にあったんで、ひたすらただのクレームになっちゃうんですが、先ほどちょっと出たように電子申告、講習会みたいな開きましたよね。何人の方が参加されたか答弁お願いします。

税 務 課 長 スマホ申告相談というものを、1月27日と2月7日に開催させていただきました。残念ながら参加者は少なく、1月27日で8名、2月7日で5名でございます。

植岡茂和議員 だから、これが今の住民さんの声というか、実際、分からへんからやっぱり不安があるから行きにくいってということなんですよ。実際、行かれた方は、この日にその場で覚えて申告等はできたんですか。ちょっとお願いします。

税 務 課 長 はい、申告を完了しております。

植岡茂和議員 当然、この講習会50人来てくれると見込での段取りもされていたと思うんですけど、この日にも職員はここへ手を取られている、手を取られているという言い方したらあれですけど、ここへ導入されている。この確定申告の会場も前半はあふれるほどの人がおる、後半は44人で済んでいる。これにも構えて、ちゃんと職員の方動いてると思うんですよ。そうやって考えたら、ちゃんと今までどおりにやっていたら職員も手が余ることなく、きっちりと配分して仕事をしていただけていたと思うんですが、その辺はどう考えるか。ちょっと答弁お願いします。

税 務 課 長 例年なんですけれども、確定申告が始まった早々の時期については、やはり確定申告相談に来られる方が多く訪れられます。その辺を加味しまして、ある程度の混雑も想定しておりましたので、税務課で出せる最初の1週間はマックスの7人体制で申告相談をさせていただきました。あと、会場が変わる日の初日もある程度の混雑があるだろうということで、それも7人体制、マックスの状態でさせていただいております。それ以外は6名という体制でさせていただいております。

植岡茂和議員 e-Taxのウェブの日は、職員は何人出られてたんですか。

税 務 課 長 スマホ申告相談会につきましては、姫路税務署と共催という形でさせていただいております。税務署の職員3名と役場の職員3名で対応しております。

植岡茂和議員 やはり職員の方が出てくれているので、職員の方に有効に働いていただけるように環境づくりも大事だと思うんで、もう一度、何度も言いますが、エリア分けというのは重要なことだと認識して検討していただきたいと思います。

解決せんまんまちょっと進みますが、次の質問に移らせていただきます。

消防団のあり方検討委員会について質問いたします。

一般質問でも何度もやらせていただいているんですが、私らは、その検討内容等について把握ができていないのが事実でして、改めて協議内容はどのようなことがあり、どのような意見が出ているのか、答弁をお願いいたします。

住民生活課長 先月の20日に最後の第6回消防団あり方検討委員会を開催しました。その中で、これまで検討してきた内容を踏まえて提言をまとめております。まだ正式に答申、また、提言をいただいておりますが、内容といたしましては、消防団員の処遇改善、それから、装備・資機材の充実、訓練等の活動内容、地域との関わり、そして、団員定数についてといったものです。

特に団員定数につきましては、検討委員会の意見としては、現有の機動力・消防力を保つため、また、地域活力を保つためには現状の600人は必要であるとの結論に至っております。しかし、人口減少や少子高齢による団員確保が非常に厳しい状況であることは否めないことから、できる限り現状を維持して、削減を視野に入れた検討を継続して行うということも、その提言の中には盛り込んでいます。

今後のスケジュールといたしましては、新年度以降、各分団に実態調査、それからヒアリングを行いまして、分団基準定数を見直す際に基礎となるデータ、また、情報をまとめていきたいと考えております。

ただ、こういった作業を行う際には、各支部の人数、また、消防力に偏りが生じるおそれもありますので、そういったことがないように慎重に進めていきたいと考えております。

植岡茂和議員 当初の目的で大前提として、幅を占めていたのが団員数の見直し等、今の人数で的確なんかなということでしたので、それも、今、協議内容には出ているということなんですが、600人が必要やと、そのことについて、もっと深く話し合いされたらいいんじゃないかなと。その内容に入っていないので私もちょっとどこまで言えるのかが分かりませんが、各村、人数制限というか、定数ができたときに、ある程度の基準があったはずなんですよ。馬田地区は世帯数何ぼで、人口何人で、それに対して消防団員数が何人というようなことがあったとは思いますが、そこから比べたら、今、うちの自治体なんで、馬田のことばかり出しますが、馬田にしては大分人数も減り、件数も減りということになると、そのときの人数が妥当かどうかというのは、やっぱり子どもが減ったいうのもありまして、やはり厳しい現実がありますね。

当然、その頃から比べたら世帯数も増え、人口も増えた村もあります。その団員数の割合も変わっていない。やはり600人の中でも、団員数の割合っていうのは考えるべきだと思うんですよ。そういうことは上がらなかったのか、ちょっと答弁お願いします。

住民生活課長 そのような意見も上がりました。ということで、来年度以降、分団基準定数、実際の人口、それから世帯数、そういったところを算出基礎として、もう一度各分団の人数というのを洗い直して、それをもって各分団に実態調査、ヒアリングを行っていききたいというふうに考えております。

こちらで決めた数字で、ぼんち行ってまうよりも、各分団にそういった声を聞きながら進めたほうが良いということで、消防団ともそういう検討をしまして、慎重に事を進めていこうというふうに考えております。

植岡茂和議員 私らの父親らの時期でしたら、馬田、もう定数なしやったんで、消防団員が52人とか、もっとおったときもあるそうなんですが、その一定数、村の団員数を決めたときに、何かそういう計算方式というか、そういう基準はあるんですか。それ、

今、把握してるんですか。ちょっと答弁お願いします。

住民生活課長 今の分団基準定数といいますのは、最低で15人、それから、2か所拠点を持っておられる3地区、例えば馬田もそうです。そういったところはプラス2名、それから、あとは人口、それから世帯数の人口按分、世帯按分を割り振って、今の定数というのが決められております。

植岡茂和議員 その計算式があって、今の人数は的確だという答えに行き着いたんでしょうか。

住民生活課長 その当時は、この算出で的確だと。ただ実際、今の人口移動が目まぐるしく変わっている中で、今現在、私もちょっと算出してみたんですけども、かなり乖離があるところもございます。こういったところを来年度以降、算出の見直しをしていきたいなというふうに考えております。

植岡茂和議員 それも踏まえて考えてくれているなら、なるべく早期解決はできるのかなと思います。

この時期になってくると、やっぱり消防三役、特に三役の悩みどころというのは新入団員の声かけ。まだ今年に関しては、前年度、祭りがあり、そういうときから声かけて段取りしていくもんなんで、あれなんですけど、一番本当にみんなが大変やったコロナ禍、祭りがうまくいってないときに声かけるタイミングもなしにいうたら、やっぱり難しかったんやと思います。

やし、一概に私も現役消防団としているので、人数を減らすんがええことやとは当然思っはないです。ただ、現実、やっぱり会社勤めの方でも、やっぱりある程度の役職ついてきて、出にくくなってくる。逆にね、村の役員らのお手伝いしよったぐらいのときから、もう村の役員に入っちゃう人が分団員におるとかね、そういう物すごい弊害が出てきてるんが事実ですね。高齢化っていうのが一番なんです。責任感もあるので、当然退団されてなかったらサイレンが鳴ったらやっぱり仕事を切り上げて帰ってきてくれるという人もたくさんいますし、やはりね、ちゃんとした理由があって、活動したいっていうのが強い気持ちであると思います。

町への奉仕ということで、すごくやっぱり消防団今所属している人らは熱い気持ちがあってくれているんですが、きちっとね、人数減らされへんのはこういうことやと。こういうのでうちの分団員数は、こう決まっとなやでっていう説明がやっぱりきちっとできんと、やっぱり減らせてくれたらええんちゃうかという答えになってしまうんで、やはりね、誇りを持って動いてくれている消防団に対して、やっぱりもっと丁寧に説明できる体制をつくるべきだと思うんで、このあり方検討委員会を立ち上げていただきたいということが出たんですよね、最初に。なんで、もう少し早めにまとめていただけたらありがたいんですけど、これから先、しっかりとまとめていってくれるということなんで、改めましてですけど、今後のスケジュールについて、どう進めていくか、簡単に答弁をお願いします。

住民生活課長 先ほども少し申し上げたんですけども、今現在、算出をしております分団の定数600人を維持する方向での各分団の人数が適正かどうかというのを算出しております。それが実際に各分団、実態に沿うものなのかどうかというのを調査、ヒアリングを進めていきまして、分団の生の声を聞きながら、また、理解を得ながら、分団の定数というのを600人を維持した形の中で振り分けというか、分団ごとの人数を決めていきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 よろしくをお願いします。

消防団員は、本当に住民の生活の安心・安全の根底を支えていると私も思っておりますので、もっともっと大事に考えていただきたいと思います。今後よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

福崎駅田原線の進捗状況並びに千束新町線の進捗状況を教えてください。

まちづくり課長 まず、福崎駅田原線の契約状況になりますが、契約予定者数24名の方がおられます。この方、全ての方と契約を締結していただいておりますので、福崎駅田原線では100%の契約率となっております。

一方、千束新町線ですが、こちらは契約予定者数が15名おられまして、そのうち8名の方、率にして53%の方にご契約をいただいております。

また、進捗状況ということですので、工事の予定についてでございますが、工事着手につきましては、令和7年の秋頃に一部区間においてですが、工事発注、また、着手ができればというふうに考えております。

植岡茂和議員 この質問もやっぱり地元区なんで、しつこく何度も聞かせていただいているんですが、その契約数が100%になってから、課長がいつも答弁でいただくんですが、秋頃一部区間と毎回答弁いただいておりますが、それはいつ頃決定することなんですか。ちょっと答弁お願いします。

まちづくり課長 この事業、国庫補助事業ということで、補助金の配分状況にもかかってまいります。ですので、新年度、来年度になるんですが、令和7年の4月、もしくは、5月中には具体的な計画を立てるのだというふうに考えております。

植岡茂和議員 この質問させていただいたのも、地元区も建物等もう除去されて、いよいよ始まるのかなという心配が出ていまして、やっぱりそういう声が今度出てくるんですよね。やっぱり工事車両がいつから来るんやとか、地元区にはそういう不安があるんで、決まり次第、やはり地元区長等に説明いうのはお願いしたいと思っております。

地元区の説明会、何度か開いていただいているんですが、要望でいくつか挙がっていると思いますが、その後どうなりましたか。答弁をお願いします。

まちづくり課長 現在、地元からいただいております要望につきましては、全てが確定といえますか、認められておりません。ただ、警察の公安委員会に再度協議のついた要望を申し出ましたところ、やっと公安委員会と再協議を実施することができることになりました。

今後、今までと同様、少しでもその地元要望が可能となるように協議を進めていきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 地元区は本当に安心・安全を求めています。その安全のための要望なんで、しっかり聞いて、全力で対応していただきたいと思っております。

町にも地元区にも大事な事業なのは、皆さんしっかり分かってくさっているんで、町のために進めていくというのは本当に大事なんですが、地元区の住民の安全もやはりしっかりと訴えていきたいとは思っています。

先ほど課長も言っていたように、毎回なんですが、担当課だけでも難しいことあると思うんで、町長も地元区の安全確保に声を上げていただきたいと思いますが、そういう問題があった場合、町長も一緒に担当課と声を上げていただけるのか、ちょっと答弁をお願いします。

町長 私といたしましても積極的に関わっていききたいと、このように思っております。

植岡茂和議員 心強いお言葉で、よろしくお願いします。

福崎駅田原線のことばかり聞くのもあれなんで、少しやっぱり進捗が気になっている県道甘地福崎線の進捗状況をお聞かせください。

技 監 県道甘地福崎線の調停の進捗状況についてお答えいたします。

6月議会におきまして、調停申立てについて議決をいただいた後、これまで姫路簡易裁判所で3回の調停が開催されました。調停は原則非公開のため、ちょっ

と内容については詳しく申し上げられませんが、次回5月7日に予定されている第4回調停においても、引き続き町の考えをしっかりと主張してまいりたいと考えております。

なおですね、調停の進捗については、大変ご心配をおかけしているところではございますが、双方がですね、それぞれの考えを調停委員に主張するためには、一定の根拠を示してする必要がありまして、その根拠を準備するためにですね、やむを得ずちょっと時間を要してしまっている、そういったことについて、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

早期の協定履行を求める考えには変わりはありませんので、今後も町として、また事業主体の県としてもですね、納得のいく調停成立となるよう取り組んでまいりますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

植岡茂和議員 当初、覚書もあり、固定資産税等も町が負担しているということもありまして、当初では2回ぐらいじゃないかなっていうことがあったんですけど、先ほど技監も言われたようにちょっと長引いて不安なところもありますけど、これ、最後の質問なんで、町長としても強い態度で臨んでほしいと思いますが、いま一度、これについて町長のご意見をお聞きしたいです。

町 長 この県道甘地福崎線につきましては、大きな地権者と町と覚書を交わしてですね、その履行をしてほしいと、履行していただきたいということでございます。そのことが履行されていないということがございまして、調停に持ち込んでいるということでございますので、町としての意見をですね、しっかりとこの調停の場でも申し上げて、この事業を前に進めていきたいと、このように思っております。

植岡茂和議員 もう少し力強くてもいいんじゃないかなとは思いますが。

質問に関してはこれで全て終わりなんですが、今日質問させていただいた内容については、この次、私が質問できるかどうか分からないので、しっかり検討していただきたいと思います。

毎回、最近の一般質問で言わせていただいているんですが、私ら議員は、植岡茂和個人がしゃべらせていただいているのではなく、やはり町民の声を聞いて、理事者の方に伝える。福崎町をよくするための意見やと受け止めていただきたいと思います。この後もしっかりと答弁にお答えいただいて、同僚議員は皆さん別々の方から支持をいただいて、ここへ立たせていただけてます。なので、町全体の声を聞くことが難しいのをここで聞けると思って、聞いて、しっかり受け止めていただいて、しっかり答弁いただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 以上で、植岡茂和議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

再開を10時40分といたします。

◇

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次、2番目の質問者は、大塚記美代議員であります。

質問の項目は

1、フリースクールの授業料支援について

2、福崎町のがん対策とがんの人への支援はどうなっているのか

3、手話言語条例ができて何がどう変わったのか

4、外国人観光客にどう対応しているのか

以上、大塚議員。

大塚記美代議員 議席番号4番、大塚記美代でございます。通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

今定例議会の冒頭の挨拶で尾崎町長は、令和7年度予算の重点項目の1点目に子育て支援と教育環境の充実を挙げられました。福崎町の子どもは学校に行っている子どもだけではありません。子育て支援を充実するというのなら、誰一人取り残さないでほしいです。その親は税金を納めていますし、子どもは将来の納税者です。いろいろな施策に国の補助金があるというのなら、消費税もたくさん払っています。そこで、フリースクールの授業料支援について再度お尋ねします。

令和6年度には、明石市以外にもフリースクールに通学する子どもに対する利用料の補助制度を導入した市町が増えてきています。近隣の姫路市でも、令和7年度からフリースクール等利用者支援が始まったと聞いています。全ての子どもに学習する権利が保障されなければならないのは周知のとおり、これは町の責務であります。

学校の環境は大変充実してきていて、体育館にもすぐエアコンがつけます。その一方で、学校に来ていない子どもを忘れていないのでしょうか。フリースクールに行っている子には何の手当もありません。この事実に対して、町長、どのように考えられていますか。

町 長 様々な理由で学校に来られない児童につきましては、それぞれ対応はさせていただいております。各学校内での適応教室、サルビア会館におけるのぞみ学級、さらに家庭訪問や放課後に学習指導を実施しています。また、不登校支援員やスクールカウンセラー、保健センターのふくさきっこステーションなどとも連携して、児童生徒一人一人に支援を行っているということで、町としては対応させていただいているというふうに思っております。

大塚記美代議員 どの施策もおおむね学校に来たら支援するよと。7年度予算も増額した不登校支援員ですけれども、これも学校に来た子どもに対する支援だと思います。学校に行かないで、ほかで、違う場所で自分の生きる場所を見つけた、学習する場所を見つけた子どもってというのは、まだまだ少数ですけど、フリースクールも行っている子もいます。その子どもたち、常々不登校は学校に戻すだけが目的ではないというふうに学校教育課長もよく言われているんですけど、違う場所で生きている子どもも福崎町の子どもなんですね。そこをぜひ忘れないでほしい。やっぱり町として、そういう子どもにも目を向けているよっていう、その思いやりがちょっと欲しいんですけど、それについて町長いかがでしょうか。

町 長 たしか昔はですね、フリースクールに行かれた方、子どもたちには学校の登校日数とか、そういうのをカウントしないとかいうようなことがあったと思うんですが、今はそういう調整がきちっと済めばですね、出席にしているとか、そういうふうな対応もさせていただいております。決してそういったところの点を忘れていないということではございませんが、いろいろ他市町でもいろんな対応をされているというようなことを大塚議員のほうからおっしゃっておられますので、そういったことには目を向けてですね、そういった情報収集もしていく必要があるというふうには思っております。

大塚記美代議員 ぜひ、情報収集してください。

フリースクールに通われている子どものその後、フリースクールを卒業した後のことについてもね、あんまり情報として入っていないと思いますのでね、ぜひ

目を向けていただけたらと思います。

次に、令和7年度国の補助金があるということで、中学校の給食費が無償化されますが、中学校に登校している子どもにだけの恩恵があるわけなんです。それで、学校に行っていない、フリースクールにも行っていない子もたくさんいると思うんですけども、せめてフリースクールに行っている子どもも当然お弁当持ってきたりしています。そこの昼食のお金っていうのも発生しています、各家庭において。それで、フリースクールに行っている子どもに昼食の給食代に代わるものを補助しているという他市町も聞いたことがありますので、今回、この中学校に給食費が無償化されるっていうことですので、それについて、どうお考えかということをお聞かせください。

学校教育課長 令和7年度におきます中学校給食費の無償化につきましては、制度の設計として、生徒の給食費をお支払いいただいた保護者を対象としているところがあります。

フリースクールに通っている子ども以外にも長期欠席の児童生徒がおります。学校で給食を食べるかどう、いわゆる給食費をお支払いいただくかどうかというところは、該当児童の保護者と相談した上、給食はしばらく止めるとか止めないとかという協議を十分して判断した上で、給食費をお支払いいただかない場合もあります。

一般的にお昼ご飯についてどのようにするかという、給食費を超えた範疇のお話になりますと、また違った角度の議論も必要かと思いますが、中学校給食費の無償化、令和7年度におきましては、給食費をお支払いいただいた保護者を対象にしているということでございます。

大塚記美代議員 給食費をお支払いしていただいている保護者がお支払いいただかなくてもいいっていう制度ですよ。やっぱり国の制度も税金を使っているわけで、学校に行っている、行っていないにかかわらず税金が使われているということについて、この公平性は保たれているかどうかについてお尋ねします。

学校教育課長 お支払いいただいた税金をお返しするための制度ということではなく、給食費の無償化という7年度に限った制度ということでの今ご議論いただいているということと考えております。ですので、先ほど申しましたように学校へ行っていない子どもさんのお昼ご飯までどうするかというのは、議論のステージが給食費とはちょっと違ってきているのかなと思います。

大塚記美代議員 給食費という縛りがあるから仕方がないというような答弁に聞こえましたが、子ども全体で考えますと、子どもの栄養から考えるとお昼ご飯っていうのはすごい大事なもんやと思うんですけど、いろんな家庭があって、子どもが学校行っていない間、お昼ご飯どうしてるんやろうっていうようなことは考えたことありますか。

学校教育課長 特に、長期休業中でありまして、給食の提供のない日も含めて、そのような子どもさんの視点も持ちながら、通常の学校においても休校等をするときには給食を食べてから帰るというようなことも考えつつ運営しております。

大塚記美代議員 考えてはいただいているということで、それはちょっと形になって現れたらすごい助かるなと思うんですけども、フリースクールに通わせたいけれど、なかなか経済的な理由とかで、やっぱりフリースクールは結構授業料が要りますので、それで通わせたくても通わせられないっていうご家庭もあるように聞いております。それについて、そういうご家庭ですから、やっぱり学校に行ってくれたら給食があるのになと思うんですけど、でも無理やり子どもを学校に行かすわけにもいかないっていうことで、自分は仕事に行ったり、不登校になったか

ら仕事を辞めたっていう母親もよく聞くんですけど、家庭の事情で仕事を辞めるわけにもいかない家庭もいっぱいありますね。それで、そういう場合、一人で家に残したまま、やむを得ず仕事に行っているご家庭もたくさんあるわけなんですけども、そういう経済的にかなり厳しいご家庭で家に一人置いて、お昼ご飯とかどんなふうになっているのかな、支援がもし少しでもあればいいのになと考えるんですけど、それについて教育長は何かお考えありますか。

教 育 長 現在、町の対応として、先ほど町長も申し上げたんですが、繰り返しになる面もあるんですが、現在、各校内に、給食費とはちょっと離れるんですが、校内に適応教室を設けておりまして、そのほうで小中16名もの生徒が、子どもが通級しております。そして、学校すら行けない、学校へ出向けない子どものためには、町の適応教室で学習しておる生徒もいます。家庭訪問を定期的に担任はしておるんですが、本人の要望があれば、家庭でも学習を実施しております。そして、保護者さんのためには、月1回ですが、心を開く親の会ということで、保護者向けの対応もしております。そのほか、保健室登校で保健の先生、それから、放課後登校でもいいよという、放課後に登校している児童生徒もいます。また、スクールカウンセラーによるカウンセリングも実施しております。各学校では、スモールステップと言うんですが、小さいところから、次こう、次こう、というスモールステップで順番に取り組んでおります。

ここからですが、経済的な支援としては就学援助費の給付制度もあります。このような取組を行っておりますので、まずは町や学校の支援や制度を利用してもらいたいなというふうに考えております。

大塚記美代議員 様々な施策を打っていただいて、それですごく救われている子どももいることは承知しております。ありがとうございます。就学援助支援資金で助かってるっていう声も聞いております。それは引き続き、していただきたらと思いますが、今、論点にしているのは、フリースクールに通っている子どもへの授業料の支援について、最近、兵庫県の県会議員のSNSを見たんですけども、兵庫県もついにフリースクールに通う子どもへの支援が始まったっていうようなことが書いてあったんですね。それ以上のことはちょっとよう調べてないんですけども、それは今どうなっているのか。それがあれば、なぜ福崎町に導入されないのかについてお尋ねします。

学校教育課長 兵庫県のその支援制度は、令和7年4月1日から始まると承知しております。既にこの制度が始まる前から支援制度をされている市町も二、三あるようですが、福崎町としましては、今後、近隣市町の制度設計を研究し、状況を確認した上で議論をしたいと考えております。

大塚記美代議員 ぜひ導入に向けてご検討よろしく申し上げます。

最後に不登校の子どもに対して、不登校っていう言い方自体が、学校に行くのが当たり前でそれを行っていないっていうような言い方に聞こえるので、最近では不登校というよりも学校に行かない子どもっていうふうな言い方をしている人も多くなっていますが、まだまだ特に高齢者世帯には、不登校に対する理解が進んでいないように思います。それで、やっぱり昼間、学校に行っているような平日の時間に町で見かけたり、子どもを見かけたりしたり、それから、学校の不登校に対する支援を強化したりすると、もう怠けているんだっていうような声も聞きます。そういう声は、やっぱりかなりその子どもには敏感に伝わりますので、地域住民の理解、周知ですね、学校側はもう大分理解が進んできてくださっているように思いますが、地域住民、地域挙げて理解が進んだら、もっと住みやすくなるのではないかなと思うんですけど、これについて、何か対策とかありますか。

学校教育課長 不登校となる原因やきっかけ、不登校に至るまでの状況は子どもによって様々であります。学校では児童生徒が何が原因で学校へ行きづらいのかという視点を持ちながら、個別に対応して、不登校の早期解決に努めている状況であります。

このような中、不登校を正しく理解していただくには、地道に啓発をしていくしかないと考えます。

大塚記美代議員 何か、どんなことをしたらいいかって提案とかありますか。

学校教育課長 不登校を怠けていると思っていらっしゃる方について、特に何か啓発方法を持っているわけではございません。

教 育 長 課長が申したとおりなのですが、年1回、自治会研修の場で必ず不登校児童生徒の現状ということで、指導員のほうで報告し、地道に啓発をしているところですが、多くの人権課題と同じで、地道に啓発するしか方法はないというふうに思っております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。教育長も人の前に立ってお話しされる機会が多いと思いますので、その言葉の端にでも入れていただけたらと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

福崎町のがん対策についてお尋ねします。今やがんは2人に1人が罹患します。若い人も罹患します。町の税収にも関わってきます。行政としての支援が不可欠だと思い、次の質問をします。

まず、町内のがんの罹患率は把握しているのでしょうか。もし、把握せずのがん検診などを啓蒙しているのであれば、それはそれで効果があると思っていच्छいますか。

ほけん年金課長 県に確認しましたが、県内の市町別のがん罹患率というものは公表されておりません。また、健康保険制度により、国保の方の受診歴等は把握できますが、社会保険加入者の方の受診歴等は把握することができません。県全体の罹患率は公表されておりまして、男性では大腸がん、胃がん、肺がん、女性では乳がん、大腸がん、子宮がんの順となっております。いずれのがんでも早期発見が大切と考えておりまして、福崎町では20歳以上の住民の方全員に郵送でがん検診の受診を勧奨しておるところです。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

郵送をしていただいて、無料クーポンも発行していただいている年齢もありますので、それで助かっていると思いますが、なかなかまだまだがん検診受診率が、兵庫県でも令和6年の目標ががん検診受診率50%目標やったのを60%に上げるってような記事も見ましたが、まだまだそれには福崎町、遠く及ばないような感じがいたしますが、啓発に努めていただけたらと思います。

それで、がんの人を把握していないというのであれば、次の質問は、がんになって退職したってというような人も当然把握してないのでしょうかね。

ほけん年金課長 はい、町内の状況は把握できておりません。

がん治療を受けながら働いている人の状況といいますのは、治療の進歩、職場環境の改善などにより年々変化しているというふうに言われております。近年の調査ですと、がん患者の3人に1人は現役世代にがんを罹患していると言われております。また、がんと診断された後に職場を退職した人は全体の約20%に達していて、その中でも半数以上はがんの治療前に退職しているというようなことが言われております。

大塚記美代議員 それについては、何か、どんな対策をしたらいいのかとかいう、これは町の管轄ではないと考えますか。

ほけん年金課長 町としましては、やはり早期発見という観点からも、がん検診の受診率を向上させていくということをメインに考えておりまして、退職した方に対するいろんな状況っていうのを町でやっているものとしては特にはございません。

大塚記美代議員 多くの若い世代は社会保険に加入しているということで、企業への理解の周知っていうのが必要なと思うのです。企業が補助をしてがん検診を進めていくとか、企業ががんの治療中の人に配慮をした働き方ができるように進める、そういうことをしている企業に対して、多分、国の補助金もあるように思いますので、そこら辺の周知とか、啓蒙とか啓発とか、そういったことは、これは町の仕事ではないのでしょうか。商工会に言ったほうがいいのでしょうか。

ほけん年金課長 町の仕事ではないというわけではないんですが、一般的にはお勤めの方というのは、健康保険組合であったり、そういうところに入られていると思いますので、そちらのほうから補助制度があるというふうに思っております。

町としては、そういうさらなる補助制度のようなものが県のほうであるようですので、そういったものを情報提供していくというようなことはできるかというふうに思っています。

大塚記美代議員 町は、いろんな健康上の相談窓口として保健センターがあると思っておりますけど、がんの治療をしながら働いている人や、働いていない高齢者ががん罹患した人の相談窓口のようなものは、保健センターにあるのでしょうか。

ほけん年金課長 がんの特化したものではございませんが、健康相談という形で随時相談を受けさせていただいております。

大塚記美代議員 では、福崎町職員のそういうがん治療をしながら働いている人も、多分、がんになったなあってあんまり言わないと思うので、分かっていない、知らない人もいっぱいいると思うんですけど、こんなに何百人もいるのですから、がん罹患しながら、治療をしながら働いている人もいるのではないかなと思うのですが、そういう人たちのために、あるいは、通院治療のための休暇であったり、働き方改革ですかね、時間短縮勤務とか、そういう制度は福崎町には、町職員に対してはあるのでしょうか。

総務課長 がんの治療ということで、通院のため特別休暇を取得することができるようになっております。

大塚記美代議員 治療のため、回数とかは制限はないのですか。

総務課長 はい、ございません。特別休暇の単位といたしましては、1日、または、1時間ということで、あらかじめ請求をして取得をするという形となっております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。それは、ほかの人にがんって知られないようにもできますか。

総務課長 特別休暇の流れとしては、担当課長と副町長を通してという形、最小限といいますか、そういうふうになっております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

その制度を利用すれば、時短勤務のようなこともできるんか、通院治療にだけ特化しているというのですかね。それは、また個人的に詳しく聞きますね。ありがとうございます。

次の3番目の質問に移ります。

手話言語条例が9月議会で決まりまして、福崎町に制定されましたけれども、その後、何か変わったことがあるのかについてお聞きします。

まず最初、条例っていうのも理念条例なので、具体的にどうするっていうことは、なかなかないというふうなことを当初言われていましたけど、何か変わらなければ、条例をつくった意味がないと思うんですけど、実際はどのように変わっ

たか教えてください。

福祉課長 手話言語条例の制定により、手話が言語としての認識を広げ、ろう者の文化や生活に対する理解が深まる契機となりました。

理念条例は、地域社会全体に方向性や価値観を共有する役割を果たします。その結果、例えば手話講習会の参加者が増加したり、学校や地域イベントで手話が活用される機会が増えることが期待されます。実際には条例を契機として、令和7年度から手話通訳の派遣体制を強化し、ろう者とのコミュニケーションの円滑化がますます進むことが考えられます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

令和7年度も手話ダンス甲子園が福崎町で開かれるというようなことでしたけれども、そのイベントがたくさんあるのはうれしいことなんですけど、そのイベントに出て終わりというのでは、ちょっとその趣旨っていいですか、十分発揮されないと思います。そこのイベント会場で、実際のろう者と交流するっていうことが大事なのではないかなと思うんですけど、そのような交流の機会は考えられていますか。

福祉課長 手話を活用したダンスイベントや地域活動は、ろう者との交流を深める大切な機会となっています。参加者同士の交流でいえば、ろう者同士、ろう者と健常者、同じ目的でダンス大会に参加という目標に向かって練習を重ねられていることにより、交流が図られていると考えております。

それと、町民との交流の視点でいえば、手話ダンス甲子園など、大きなイベントをマスコミなどに取り上げていただくことによって、健常者には手話に関する興味や関心を持ってもらうきっかけになっています。そのことが重要だと考えています。手話に触れていただき、興味を持っていただくことにより、例えば、令和7年度において、新規事業で取り組む手話ダンスチーム育成事業に参加していただいたり、ろうあ協会さんが主催されている手話カフェ事業や町が実施する手話講座に参加しやすいような体制づくりに努めています。これらの活動を通じて、地域住民全体の手話への関心もより高まってくると考えております。

町長 今、課長が交流についてという話をさせていただいたんですけども、実は手話ダンス甲子園、福崎町の住民の方、企業の方のチームがございましてですね、企業のチーム、名前は言いませんが、その方はですね、各学校に行ってますね、小学校に行って手話を教えるといった交流をされております。せんだってですね、但馬の方にも行かましてですね、子どもたちと手話を通じた交流をしているというようなことでございます。企業さんも協力をしていただいているというような取組をしています。

それからもう一つ、福崎町で高齢者の方のチームがあったというふうに、ご存じだと思うんですが、その方はですね、今回、能登半島のほうに行かれてですね、手話でのそういう慰労の手話ダンスをして、それからいろんな料理をですね、ボランティアで振る舞ったというようなことを私は聞いております。そういった取組もされておりますし、それから中学生のチームがいてたと思うんです。それは加西市と福崎町の子どもたちの、若い子どもたちのチームなんですけれども、そういった子どもたちがですね、何か神戸のほうで、そういう若い子どもたちに教えてですね、今回の手話ダンス甲子園に出るチームを育てているというような、こういった広がりが出てきていますので、私は本当に手話ダンス甲子園を福崎町で決勝大会を開くということができてですね、本当によかったなというふうに思っております。

今、手話言語条例ができてどうなったんだということをおっしゃいましたです

けれども、手話ダンス甲子園があつてこそ、手話言語条例を制定しようかということにつながつてですね、その輪がだんだんと広がっていつているなというふうに、今、私自身は感じているところでございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。これが一時的なブームに終わらずにね、持続してもらったらと思います。

ろう者も交流しているということでしたので、それを進めていってもらったらいいんですけども、手話が外国語と同じように、言語だっていう、文字起こしをしたら伝わるんかっていうとそうではないようなんですね。手話が言語だっていうろう文化と日本語文化の違いっていうようなことが、もう一つ私自身もあんまり分かってないんですけども、それを進める必要があるというふうに、ろうの方がおっしゃられるんですね。それについての手話は言語だっていう理解が進むためには、何が必要だと考えますか。

福祉課長 手話が日本語とは別の言語だと理解してもらうためには、まず第一に教育が大切だと考えます。学校で手話に触れる機会を設けることで、子どもたちは自然と手話を学び、ろう者とコミュニケーションを取る方法を身につけます。それに加えて広報活動も欠かせません。手話に関する情報を広く町民の方々に伝えることで、手話の重要性や魅力を知ってもらうことができます。また、町民の方々が実際に手話を使ってみる体験イベントも有効です。手話教室や交流イベントを通じて、手話が日本語と同じぐらい価値のある言語であることを実感してもらうことができます。

こうした取組を積極的に進めることで、手話に対する理解が深まり、ろう者との交流がより豊かになると考えています。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

これも進めていっていただきたいんですけど、手話カフェも毎月のように文化センターでやっておられて、私あんまり行けてないんですけど、それは広報とかでお知らせしたりしてくれているんでしょうか。

福祉課長 手話カフェに参加されている方が少ないということは、これ、先日ちょうどろうあ協会さんの方と対談がありまして、そこでもおっしゃっておられましたので、ちょっと町でも参加者を何とか増やせないか考えていきたいと思っております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。

最近、外国人観光客をよく見かけます、駅前とかですけれども。外国人観光客に対する町の対策っていうのは、観光アプリとかはあるのは知っているんですけど、そのほか何か対策はあるんでしょうか。お尋ねします。

地域振興課長 町の観光交流センターですが、ポケットクがでございます。それから、スタッフさんが携帯用の翻訳アプリでも対応しているところでございます。それから、町にも英語版の観光マップをご用意してますので、それを見ながら周遊していただいているようなことでございます。

インバウンドの方は、各自で携帯アプリを使って観光地を巡っておられる方も多いと聞いております。それから、アプリの関係なんですけれども、町の観光アプリとしましては、多言語対応のアプリ、ガイドは、これは10言語対応でございます。それから、このたび3月14日から稼働しました福崎町まるごと観光マップ、これは11か国語対応という形のアプリでございます。これから大阪万博が始まりますので、外国人に対応した観光を進めておるところでございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

妖怪ベンチとか回っているのかなと思うんですけど、商店とかにも入られることもあるのか、ないのか、ちょっと把握していませんが、町内の商店に外国人に対する何かこういうふうなサービスがあるよとか、こういうふうに対応してくだ
さいみたいな指導はされているんでしょうか。

地域振興課長 こちらとしましては、特に何もしておりません。また、ちょっと商工会等も確認をしたんですけれども、商工会のほうもそういう指導はしていないという
ようなことでございます。

大塚記美代議員 その必要性については、どのように考えますか。

地域振興課長 そうですね、先ほど、僕、申しましたように翻訳機がございますので、それぞ
れの店舗さんなんかでも翻訳機で対応していただければ、何とか対応できるの
ではないかと思っております。

大塚記美代議員 関西万博がもうすぐ始まりますので、もうちょっと外国人観光客に対する、
ほかの日本人の観光客に対してでもですけど、福崎町の町民さんっていうのは、
あんまり道歩いている人に気軽に声かけないような何か地域性があるように感じ
ますけれども、それではなかなかね、お店へ入ろうと思っても、入るのをちゅう
ちょすとかいうようなこともありますので、ぜひ商工会ともタイアップしてい
ただいて、今しないと、もう機を逃すのではないかなと思います。

それで、ちょっと違う住民から小耳に挟んだだけなんですけども「観光客はお
金を落とさんとごみだけ落としてる」っていうようなことを聞いたんですけど、
観光客のごみが何か問題になっているようなことは聞いたことがありますか。

地域振興課長 特には聞いておりません。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

私もあんまり見たことはないんですけど、ごみがないということは、そこで買
物もしてないのかなとも思うんですけど、あとは町が一番推しているもちむぎの
やかたですけども、そこ辻川の公園に妖怪を見にたくさん観光客、外国人も来
られてるのかなと思うんですけど、その方々がもちむぎのやかたに外国人の方が
入ったりしているのは聞いたことがありますか。

地域振興課長 月に20人程度と聞いております。特に今年に入ってから非常に増えておると
いうようなことも聞いております。

大塚記美代議員 もちむぎのやかたで、外国人対応について何か困ったとかいうようなことは
聞いておりませんか。

地域振興課長 携帯用の翻訳アプリで対応しておる、それから、身ぶり手ぶりしながら対応し
ておるといことなので、特にそれなりの接客ができていと聞いております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。増えていってくれてよかったなと思います。

最後に、外国人の旅行客が役場に何か尋ねに来たり、相談に来たりとか、そん
なことはありますか。

総務課長 外国人観光客の方が役場に来られる、その土日祝日なんかの役場の閉庁日
におきまして、外国人の方が来られるっていうのは、最近はどうもほとんどない
と。観光交流センターなんかがあるからだと思うんですけども。ただ、ちょっと観光
という切り口とちょっと違うところもあるんですが、外国人の方が下水道マンホ
ールカードを取りに来られるケースっていうのはちょこちょこございまして、そ
のような場合、相手の方が簡単な日本語を話すことができたり、スマホの画面で
マンホールカードを提示されたりとかいうような形で、特にトラブルはなく対応
はできておるとい状況でございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

役場には、その翻訳機のようなものは置いてはないんですね。

総務課長 はい、置いておりません。

大塚記美代議員 今後の必要性については、どのように考えられますか。

総務課長 今後ということでは、また状況を見ていくことになるかと思いますが、インバウンドの方、増えてきておるといふ部分はあると思いますが、そういう中で、職員の中で英語をしゃべれる職員ですとか、そういう職員の把握なんかもしながら、今のところは助けてもらっているというか、そういうような状況でやっております。

大塚記美代議員 いろいろ工夫しながら対応してくださっているようで、ありがとうございます。

この機会にいろんなことを申し上げましたけれども、この4年間、私の質問に丁寧に答えていただき、ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

議長 以上で、大塚記美代議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、石川治議員であります。

質問の項目は

- 1、投票所入場整理券の発送方法について
- 2、GIGAスクール用タブレット端末の更新について
- 3、市川右岸の護岸整備について

以上、石川議員。

石川 治議員 議席番号1番、石川治でございます。

早速ですが、議長の許可をいただき、通告書に沿いまして一般質問をさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書の第1に入らせていただきます。投票所入場整理券の発送方法についてであります。

投票所入場整理券について、従前につきましては、各世帯ごとに封書で届いており、折り込みの各自の整理券を持参して投票所に行っておりました。それがいつの頃から各個人への郵便はがきとなっております。このように変わったいきさつについて教えてください。

選挙管理委員会書記長 令和3年7月執行の兵庫県知事選挙から現在のはがきタイプの入場券に変更をいたしております。この頃といいますのは、新型コロナウイルス感染症が拡大をしていたときでもございまして、期日前投票所における受付時間の短縮と期日前投票所内の混雑の緩和を図ることを目的としておりました。いきさつといいますか、従前の封書タイプの場合、期日前投票所の受付で名簿を照合させていただいた後、期日前投票宣誓書をお一人ずつパソコンとプリンターを使ってプリントアウトをさせていただき、その後、ご本人に署名をいただいてから投票をしていただくというような形で、かなり待ち時間が多く、混雑することがございました。現在は、従前に比べ受付に要する時間が短くなり、期日前投票を利用される方の利便性が向上したという面では、一定の効果があつたと認識をしているところでございます。

石川 治議員 封書折り込みの中の整理券を持っていくのも、はがきを持っていくのも何も変わりはないと思うんですけれどもね。

昨年の10月から郵便料金も大幅に上がっております。はがきで22円、封書で26円の値上がりをしております。現行の各個人へのはがきに係る郵送料を考えますと、有権者数を1万5,300人とすれば、130万500円となります。これに対して、元の世帯ごとの封書にしましたら、8,120世帯で89万3,200円となります。この差、実に40万円にもなります。たかが40万円です

が、されど40万円です。調べてみますと、神崎郡3町の中でも、このように個人ごとに郵送しているのは福崎町だけでありました。少しでも無駄を省こうではありませんか。今年も2回の選挙が予定されております。早速にご検討をいただけないでしょうか。

選挙管理委員会書記長 おっしゃるとおり、郵便料金を見ましたら、大きな差額となっていると思います。

先ほど神崎郡内の状況をおっしゃっていただいたんですけども、一方で姫路市などの数の多いところいうんですかね、人口の多いところは、はがきタイプが多くなっております。また、昨今ではご家庭内でのDVでありますとか、不仲のような形で、同じご世帯であっても、いろいろなご事情とか状況、これは多くはないとは考えますが、そういう面もございます。それから、あと、今っておりますはがきタイプから封書タイプに変更する、戻すというか変更するになるんですけども、ちょっとシステム改修のほうも出てきまして、新たな費用も発生するという面がございます、ちょっと早速にというか、今すぐに変更というのはちょっと難しい状況でございます。

議員ご指摘のコスト面というのは大きな要素であると考えているところでございますので、当然踏まえさせていただき、今後もシステム更新のときなど、タイミングを見ながら近隣他市町の状況や郵便料金の状況も踏まえつつ、なおかつ有権者の皆様にとって分かりやすい入場券となるように選挙管理委員会で検討を続けてまいりたいと、そのように思います。

石川 治議員 封書に戻して、それをちぎって持っていくというの、全然住民のほうからしたら問題はないと思いますので、ぜひ、そういうふうにご検討を今後いただきたいと思います。

次に、通告書の第2に移らせていただきます。

GIGAスクール用タブレット端末の更新についてであります。令和2年度に文部科学省のGIGAスクール構想によって導入された当初の1,750台、後に20台、30台という追加を見て、現在1,800台となっているタブレット端末であります。耐用年数としましては4年、単価的には減価償却を要しない消耗品扱いになるかと思いますが、それでも既に5年目を迎え、更新時期となっております。これを一気に更新するとなると、購入するには1億円程度の予算となります。県内においても、令和7年度予算として、タブレット端末の更新予算を1億から3億円程度計上されている市町が見受けられます。7年度予算において、1,700台について、5年リース契約としての381万4,000円が計上されております。これに係る国の補助金というのは、いくらぐらいになっているのでしょうか。

学校教育課長 令和7年度で購入するGIGAスクール構想の端末でございますが、端末価格の3分の2が補助金として出されます。トータルの予算上のお話で申し上げますと、1,700台を購入するにあたり、端末の費用は1台5万5,000円以内ということで、トータルで1,700台を5万5,000円で購入いたしますと、9,350万円が必要で、その3分の2は6,230万円ということで、この分が国費として補助され、残り3分の1を町がリースという形で導入する予定としております。

石川 治議員 このたびの導入台数、小学校が1,100台、中学校が600台の計1,700台となっており、100台も減らしての更新ということなんで、ここについての疑問を持ったところでしたけれども、調べてみますと、6年度現在の在籍者数は、小学校が1,011人、中学校が546人となっておりますので、1,10

0台、600台、これについては十分余裕を持った台数だということが分かりましたが、そういう理解でよいですね。

学校教育課長 このたびの補助にあたりまして、十分な予備機を計上した上で申請することということもございまして、このような形となっております。

石川 治議員 前回の一括購入とは違って、今回は買取りではなくてリース契約にした、このご検討いただいたメリット、デメリットについては、どのようにご検討をされましたか。

学校教育課長 全部買取りとリースという対立軸で申し上げますと、一度に買取りするとなりますと、多額の購入費が要るということで、リースになりますと、それを60か月、5年間で分散できて、単年度の負担が軽減できるということと捉えております。

石川 治議員 今の使用状況なんですけれども、二、三か月に1回、スクールヘルパーとして福崎小学校の授業を拝見をさせていただいているところなんですけれども、実際、GIGAスクールのタブレットの活用として見た場合、私の感じたのは、小学校では思ったほどの利用がないという印象を受けております。それを5年が経過したから更新しますというのは果たしてこれでいいのでしょうか。家庭のノートパソコンは5年経過したからといって何も不自由もないのに買い換えますか。私の自宅のデスクトップパソコンは8年経過で、立ち上がりはかなり時間がかかってきたので、仕方なくノートパソコンに買い換えました。皆さんも通常家庭ではかなり使われていても、それぐらいの頻度での買換えとなっているんじゃないでしょうか。

国の補助金の活用につきましては理解はできますが、5年経過するからといって今すぐに更新せねばならないぐらい使い込まれていますか。もう少し先にするという選択肢はなかったのでしょうか。

学校教育課長 各学校でのその端末の活用でございすけれども、小学校では学習ソフトのミライシードを利用した個別学習、カメラ機能を利用した実験観察記録や体育の動画撮影、タイピングの練習など、中学校ではプレゼンテーションのスライド利用や教科書のQRコードを介してのデジタル教材の利用など、また、令和7年度では学力・学習状況調査にも端末を使用いたします。ということで、学校のほうでは主役にはなってはおりませんけれども、活用しておるところでございます。

また、使用期間が5年を迎えまして端末、ハードの話ですが、開閉におけるヒンジ部分の不具合が増えたり、キーボードが利かなくなるなどの故障も増えてきております。また、バッテリーの劣化によりまして、充電しても使用時間が短くなる端末もございまして、バッテリーの耐用年数といわれている5年を目途に端末の更新を進めていきたいと考えているところであります。

石川 治議員 町の経済状況を考えて、5年を6年に、1年後にするという、そういうふうなことも考えることはできたんじゃないかと思うんですけれども、そうしましたら、再リースとなって、今の現状では買取りですので、そのままの分で1年後送りになる。それで、その次にリース契約をして、5年たったらすぐにまたそれも更新するのではなくて、1年なり2年なり使える部分については再リースをする、そうしたらほとんど経費が発生しない。そういったところも、福崎町が金がない金がないと言われているこの現状、そういったところも少しずつ考えていけたらと思うんですけれど、その辺についてはどういうふうに思われますか。

学校教育課長 令和2年度のGIGAスクール構想、始まったときもそうでしたが、兵庫県が共同調達ということをしてきております。このたびも5年を契機としまして、兵庫県が共同で県下のGIGAスクール構想の端末を希望する自治体は参加して

くださいということで、41自治体中36自治体がこの令和7年度に向けての共同調達に参加もしておりますので、いわゆるスケールメリットとして、この令和7年度を逃すことはないという考え方をしております。

石川 治議員 そうですね、今の県の共同調達、そこについては、私、ちょっと考えが及んでおりませんでした。ありがとうございます。

次に、通告書の第3に移らせていただきます。市川右岸の護岸整備についてであります。

市川左岸につきましては、もともと河岸段丘で高くなっているところを数年前にはさらに整備されてかさ増しをされております。これに対しまして、右岸については、河川敷公園から新町リバーサイドタウンまでの間は、堤防のない無堤防のままであります。神崎橋や福崎大橋を渡っているときに、この右岸と左岸を見比べると、果たしてこれで大丈夫なのかなと思ってしまいます。危惧するのは、近年の異常気象により、特に想定としましては、朝来市から神崎郡にかけて線状降水帯が発生すれば、この堤防のない無堤防区間における市川の氾濫が目に見えております。

明治時代から昭和初期までにおいては、この区間は新町墓地から七種川にかけてほとんどが田んぼであったため、田んぼに雨水をためるという霞堤の役割を想定されていたという話も聞いたことがあります。これにつきましては、本当にそういう観点で行政として捉えられていたのでしょうか。

まちづくり課長 市川の管理者であります兵庫県に確認をさせていただきました。兵庫県は昔のことまでは分からないんですが、今現在そのような考えは持っていないという回答でございました。

計画ですが、今後策定されます河川整備計画、こちらにおいて、必要な流下能力確保のための適切な計画、こちらが今からなされるものであるというふうに考えております。

石川 治議員 新町区におきましては、全城市街化地域でありますので、ほとんど田んぼもなくなっており、宅地造成をされております。事実、私の家の周りでも、この5年ほどの間に周りにあった田んぼが全て宅地となっており、見える範囲だけでも22件の新築物件が出来上がっているという状況です。

以前から何回か一般質問をさせていただいておりますが、いつになったら本腰を入れて、県への護岸整備についての要望をしていただけるのでしょうか。

まちづくり課長 まず、現在の状況でございますが、先ほども申し上げましたように、市川の河川整備は県が策定します市川水系河川整備計画、こちらに基づいて行われております。平成22年に策定されました現在の計画では、計画期間、こちらおおむね30年程度ということで、姫路市内の市川の河口から砥堀の生野橋までとなっております。計画ではおおむね30年に一度の洪水に対応した河川改修、こちらを行うこととなっております。その上流期となります市川河川公園内におけます護岸整備など、こちらの具体的な河川改修計画につきましては、今後、その河川整備計画の見直しの際に検討されるものというふうに考えております。

県への整備要望ということでございますが、こちらにつきましては機会あるごとに要望を行わせていただいております。例えば町長が全国の市長とともに治水事業促進の全国大会、こちらに出席させていただいたときには、地元選出の国会議員、それから財務省、また、国土交通省などに対して要望活動を行っていますほか、西播磨の5市6町によります西播磨市町長会、また、西播磨市町議長会といたしましても、国・県への予算編成に対する要望書を提出、姫路市と神崎郡3町におきましては、市川改修促進期成同盟会をつくっております。そちら

からも国への予算編成に対する要望書の提出、また、それらのほか、福崎町単独といたしましても、国会議員、また、県の土木部長、それから県民センター長などに対しまして、この河川改修の早期の進捗を図るようには強く要望を行ってきております。

ただ、先ほど申し上げましたように河川整備、こちらは下流から整備するのが原則となっております、現時点では姫路の下流の姫路市域での整備が行われているところでございます。今後整備が進みまして、福崎町内での計画策定、工事の施工となりますと、まだまだ年月を要するものであるというふうに考えておりまして、町としては、その間の氾濫による水害の危険性、こちらを少しでも解消することを目的に適正な維持管理として、その流下能力を妨げるような堆積土砂、また、雑木の撤去について毎年度県に要望しておりまして、現在のところ実施していただいている状況となっております。

ただ、今後も県・国に対しましては、この河川改修の早期の進捗を図るようには強く要望は続けていきたいというふうに考えております。

石川 治議員 市川水系の河川整備計画が、先ほどおっしゃいました平成22年から30年計画というところを捉えますと、平成52年、あと15年先にまた整備計画の更新というふうになると思うんですけれども、そしたら、今からこの15年かけて県への要望、それから国への要望、また、その新たな整備計画に向けて、福崎町としてどういうふうにこの市川水系を保持していくのか、そういったところを十分にご検討をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、石川治議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

再開を13時といたします。

◇

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

次、4番目の質問者は、吉高平記議員であります。

質問の項目は

1、第6次行政改革について

2、七種の青少年野外活動センターの利用料金について

3、行財政改革について

以上、吉高議員。

吉高平記議員 議席番号5番の吉高平記です。議長の許可を得て、一般質問通告書にのっとり、質問します。

まず最初は、第6次行政改革についてお聞きします。

行政改革の大綱は、現在のものは令和3年度から令和7年度までの5年間となっています。

まず最初の質問ですが、実施計画を策定し、毎年進捗状況を点検するとともに、必要な見直しを行うとありますが、いつ誰が点検して、見直しをしてこられましたか。お聞きします。

企画財政課長 行政改革実施計画の進捗状況の点検につきましては、数値目標があるものについては担当課が点検し、毎年決算報告書に実績の数値を記載し、目標に対する成果などを公表しております。

実施計画の内容の見直しについては行っておりません。

吉高平記議員 そうしますと、令和３年度から今まで、数値があるものについては、何件ぐらいのテーマというんか、項目があって、それを実施されてきたのでしょうか。

企画財政課長 数値目標があるものをちょっと数えておりませんが、毎年決算報告書に記載をし、実績を点検しております。

吉高平記議員 その点検責任者は、担当課長でしょうか。それとも、もう少し広い意味で参画された方が点検されたのでしょうか。

企画財政課長 各担当課の課長であります。

吉高平記議員 担当された結果、これが課題であるとか、この項目は見直しが必要だというようなことが企画財政課長あるいは町長、副町長に上げられておるのでしょうか。

企画財政課長 課題があれば、その都度、決算報告書の課題改善の欄に記載をし、公表をしております。

吉高平記議員 数値があって、課題があって、見直しがあったものは、どこをどう見直したか、概略でも結構ですので、ご報告願います。

企画財政課長 内容についての見直しは行っておりません。

吉高平記議員 大きな項目で点検するとともに必要な見直しを行うとありましたが、先ほどの答弁でしたら、数値があるものについては何ら見直す必要がないと判断されたと理解できますが、それでよろしいですか。

企画財政課長 第６次行政改革を実施するにあたり、いろんなワーキングですとか、検討委員会で検討して、５年間の数値を定めております。それに対する進捗状況を毎年記載しておる状況ですので、数値自体の変更はしておりません。

吉高平記議員 数値があるものについて先ほど話がありましたが、実施計画の中にはたくさん数値のない、甚だこれは問題かと思うんですが、その項目の数は大体どれぐらいでしょうか。

企画財政課長 ちょっとばつとは出てきませんが、半分以上は数値がないと思っております。

吉高平記議員 これについてはまた後で述べますが、先、質問に入ります。

まず、実施計画にあたっては、行政改革推進本部を中心に全庁的に取り組み、進捗状況については、ホームページなどを活用し、広く住民に公表しますとあります。しかし、ホームページでは４年前の令和３年４月付の計画のみが掲載されていて、その後の点検進捗状況は何も掲載されていません。なぜでしょうか。

企画財政課長 行政改革実施計画の点検進捗状況については、先ほど来申し上げたとおり決算報告書で行っております。ホームページの公表は至っておりませんので、今後、ホームページの充実に努めていきたいと思っております。

吉高平記議員 我々も議員というよりも、町民でありますので、こういった公開される資料、あるいは、ホームページで内容を確認することが多くあります。そこに何ら大綱にうたってあるような、広く住民に公表しますということに反した行動を行われていて、全然理解もできないんですが、それでいいと今まではされてこられたのでしょうか。

企画財政課長 そうですね、大綱にはそういった記載しておりまして、その辺はホームページのほうはちょっと抜けておりましたので、今後載せるように検討していきたいと思います。

吉高平記議員 昨年の１２月、全員協議会で第６次総合計画について報告がありました。これは、公表の一環の位置づけでしょうか。それとも、何かほかに別の意図があったのでしょうか。

企画財政課長 昨年１２月の全員協議会での第６次行政改革の説明については、公表の一環ではなく、実際に令和７年度予算に反映するために説明を行ったところでございま

す。

吉高平記議員 続いての質問に行きます。

行政改革の推進項目として、大きく2つ掲げられております。まず、参画協働の透明性、情報の共有と透明性の向上、住民参画による協働のまちづくりの推進。2つ目は、効率的で効果的な行政運営、まずそこには、電子自治体、スマート自治体の推進、2つ目は行政サービスの向上、3つ目は事務業務の見直しが挙げられていますが、おのおのの進捗状況の公表は、どのようにして住民にされてきましたか。予算審査等のこの議会で一部報告があっただけでしょうか。

企画財政課長 行政改革実施計画の進捗状況については、毎年決算報告書に記載しております。そちらで決算特別委員会であるとか、あとは情報公開コーナーに決算報告書も置いておりますので、そちらで公表としております。

吉高平記議員 進捗状況は結果だけとか、将来の一時的な予算だけではないと思うんです。こういった行政改革、どう計画して、どう実施して、その結果どうである。だから、今後どうするかという辺りが、後で言いますが、PDCAを回しながら住民に分かりやすく説明してこそ、進捗状況の公表になるんじゃないでしょうか。何か先ほどの説明では、議員にそういった予算審議等々で結果を報告するだけで、これが行政改革の中のどの項目のどれを指してこういう結果だったという説明もなく、通常の全体の中の一つとして、さっと話されてきたんがこの4年間だったと思うんですが、いかがでしょうか。

企画財政課長 おっしゃるとおりでございます。決算報告書には、具体的にどんな行政改革と項目を挙げまして、それに対する数値は記載しております。

吉高平記議員 次の質問です。

事務業務の見直しでは、業務の内容や効果を再点検し、将来にわたりサービスの水準を維持するために、事業の最適化を図ります。また、職員一人一人が経費や時間を意識した積極的な事務改善を行い、事務の作業の効率化に努めますとあります。

この文面は、どこかのテキストにあるような抽象的な当たり障りのない文章になっています。具体的にどのようにして的確な改善をしていくかお分かりでしょうか。

町民が改善効果を理解できるように公表するには、まず計画時点で、この業務は、今、何時間かかっている、効率化が図れたら、どれぐらいその業務に関わる時間とか内容が変化して、結果これだけすばらしい成果になったというのを表現するのが一般的ですが、これまでこの業務改善についてそのようにされてきたのでしょうか。

企画財政課長 業務改善の数値化までには至っておりません。

吉高平記議員 私はその結果、計画と結果を見てみたいと思ったんですが、大綱にのっとって当然されているものと理解してたんですが、ないということで非常に残念なところです。

次、もう少し具体的な実施計画について質問します。

令和6年12月の全員協議会で説明を受けた行政改革説明資料では、財政調整基金が令和5年度には12.7億あったものが、このままでは令和15年にはゼロになるグラフが示され、大変ショッキングな報告を受け、危機感を募らせています。

そこで二、三質問します。

説明があったのは、各種助成金の見直しの項目だけでした。そこでまず、これについて質問します。それによると、令和3年から始まった行政改革の成果とし

て挙げられているのが、令和7年度に約800万円、令和8年度に300万円、合わせて1,100万円の効果ありとあります。予算も組まれ、令和7年度の800万円のうち、本定例会で議案第12号では300万円の喜寿のお祝い金がカット、そして、慌ただしくこの3月に提出されております。実施計画で金額的效果を示せるのは、ホームページでは21番目にあたるこの助成金見直しのテーマだけだったのでしょうか。

企画財政課長 他の推進項目でも金額的效果が出ているものはあります。

吉高平記議員 私がずっと見た中で、数値があるもの、ないものがありますが、順に尋ねてまいります。そこで数値的な効果がほかにもあれば、あわせて合算して回答をお願いします。

テーマの23、こういうテーマという表現がいいのか、項目として表現がいいのかちょっと分かりませんが、取りあえず項目順番でテーマという表現をします。そのテーマの23は業務改善の推進、職員の提案の促進、目標値は採用する職員提案数年度毎年1件以上とあります。令和3年から毎年何件の提案があり、何件採用され、その期待効果は年間いくらぐらい金額的な効果がありましたか。お尋ねします。

企画財政課長 業務改善につきましては、令和7年度7件の提案中3件採用、令和4年度は3件の提案中1件採用、令和5年度は1件提案、1件採用しました。金額的な効果は表せませんが、職員のワークライフバランスや業務の改善にはつながっております。

吉高平記議員 こういった金額について言ってるのは、非常に財政が厳しいという背景の説明の中で、あえて金額どれぐらい一生懸命上げられた実施計画が効果的に貢献しているかを確認するためです。

職員全員に対して提案数、年に1件以上とありますが、先ほどの母数を見ますと、7件や3件や1件、これは職員が1人や2人や7人というような発想でよしとされているんですか。

企画財政課長 毎年広く提案を、業務改善の提案を募っておりまして、それで、こちらにきたものがこういった件数となっております。

吉高平記議員 普通、10人ぐらいのグループで提案年に1回という話でしたら、年間7件もあり得るかと思うんですが、役場の職員、百数十人いらっしゃる中で年間たった7件、3件、1件、このテーマ23は何のためのテーマなんですか。全然職員の業務改善の推進、全庁挙げての取り組む項目とは全然違うように思うんですが、いかがですか。

企画財政課長 そうですね、こちらのテーマについては、応募の件数が少ないのは認識をしております。

吉高平記議員 一般に改善効果は不慣れな場合でも最低月1件以上出しましょうねと。こつこつ積み重ねたら、だんだん改善マインドが日常化してきて、成果も上がり、件数もレベルも上がってくるでしょうというのはごく普通かと思うんですが、先ほどの答弁もありましたように、年間で1件以上という、こういう項目を挙げているよという、ただ振りだけのこういったテーマは、テーマいうんか項目は、実質はあってないようなもので、こういうことが後々のテーマ、例えば、全計画42テーマ、項目があるんですが、非常に42の品質と言ったらいいか、内容について、甚だやる気があるのかというような行政改革の実施計画になっているように思われます。

ついでに第6次行政改革の実施計画では、42テーマ、これはホームページに載っているものを数えただけですが、あります。全テーマでの5年間の行政改革

の成果は金額にしていくぐらい計画され、それに対して、7年度末まではいくぐらいの改革改善実績は上がりそうですか。お聞きします。

企画財政課長 実施計画で金額目標がありましたのは、35番、ふるさと応援寄附金額の1項目で、5年間累計が2億8,000万円の増。これに対し、金額的な成果が見られましたのは42項目中5項目で、5年累計で2億6,800万増の予定としております。

吉高平記議員 その効果で、後で聞きますけども、第6次行政改革やったというような評価をされているのかどうか、ぜひ気になるところで、後でまた質問します。

まずその前に、第6次行政改革はまだ1年、令和7年度があります。一方、このままでは令和15年には財政調整基金がゼロになると12月に報告がありました。行政改革の大綱は、毎年進捗状況を点検するとともに、必要な見直しを行うとうたってあるので、当然、令和7年度に、この最終年度に財政調整基金をためるための大幅な見直しをかけ、施策の再検討を行うことを予定されていると思うんですが、最近聞きますと、令和7年度は次の行政計画の策定にあるということで、一体この第6次行政改革をどう評価されているんでしょうか。

町長 この行政もですね、やはり生き物いうんですかね、状況状況いうのはもうすごく変わってきているというふうに思うんです。この令和3年につくった第6次大綱からですね、それからコロナがありました、そして今に至っています。働き方改革がありました。そして、くれさかクリーンセンターがですね、姫路市と一緒にできないということで、中継基地でやっていかなければならないということになったとか。もういろいろ状況が変わってきている中でですね、やはり私は状況状況に合わせて対応していく必要があるというふうに思っております。

この大綱の見直しもですね、5年間ごとにきちっと見直しをさせていただいておりますので、今回またその見直しの時期にちょうど当たってきておりますので、このときにですね、しっかりとした見直しを行って、今、議員がご指摘のようなやはり計画ができて終いではなしにですね、やはり実効性のあるしっかりとしたそういった大綱の見直し、実施計画の見直し、そういったものに取り組んでいかなければならないと、このように思っております。

吉高平記議員 当然、世の中の変化があることは当たり前なんで、そして、この大綱も実施計画も当然それを見越して、毎年見直しの用意があると、見直しをかけていくというながら何もしてこなかったということはどういうことでしょうか。

町長 大綱はですね、やはり総合計画もそうです、いろんな計画、大体5年計画というのが多いと、10年もあるんですけども、5年ごとに見直すというのが多いと思います。やはり大体そういったスパンで計画は見直していくということになるかと思います。その中でですね、やはりいろんな状況の変化においてですね、変えていかなければならない、新しい考え方をしなければいけないということは出てくるとは思いますが、それは計画自身を変えるんじゃないに、その中での微修正というのはあろうかと思いますが、やはり計画は、その大きな話としては、5年間のその計画に基づいてしっかりと取り組んでいくということが大事だろうと思っております。

その結果がですね、どないなったかという話が先ほどありましたけれども、その報告はですね、逐一、結果がこうだったという報告をするというんじゃないに、決算報告書の中で報告をしていこうという、数値目標を定めているものについてはそこで報告していこう、そして、課題とか、改善すべきところとか、そういったことをやっていこうというような方向で今まで取り組んでおりました。いや、そうじゃなくて、また違う、その分についてですね、しっかりと別途報告をする

必要があるん違うかということ吉高議員からご指摘を受けておりますので、今度の計画につきましてはですね、そちらの方向性もまた検討させていただいたらなど、そのように思います。

吉高平記議員 私は、別に特別なこととか独自なことを言ってるのではなくて、ちゃんと大綱に毎年進捗を確認して点検するとともに必要な見直しを行うと、大綱そのものにうたってあるんで、当然、こういった内容を読まれた、見られた住民の人は、状況が変化したら、毎年乗り遅れないように対応するために見直しをかけていくんだろうなと。普通ならば、普通の国語力があるならば思うはずで。それで、ホームページにそのプランがあるならば、当然、そのPDCAのプロセスも全部ホームページのその枠の中で展開しないと、あっちやこっちはばらばらに散らばされて、町民なんか分かりにくくて、非常に不信感を抱くホームページになっている。誰も今どういう状況で第6次行政改革が進行しているか、行政改革というホームページの項目を見ればちゃんと分かるようにするのが普通のホームページであり、普通の情報提供者じゃないでしょうか。いかがですか。

町長 今そういったご指摘を受けましてですね、そう言われれば、もうそのとおりだろうなというふうに思います。

先ほど申しましたように、町といたしましては、それだけに特化して報告をするんじゃないしに決算報告書の中で数値目標等々、それから課題改善方法等々を記入することにしております。決算報告書のほうは大分改善をしているんですね。分かりやすく決算の状況を分かるように報告をさせていただいております。そちらのほうで住民の皆さんには、議会の議員の皆様にも報告ができるように、そういった形で進めておりましたので、ちょっと今、吉高議員がご指摘になっている部分は足らなかったと、正直にそのように思いますので、その点については申し訳なかったなと、このように思います。

吉高平記議員 ごく普通にAという項目があれば、Aの中で結果はどうかと分かるようにするのが普通の論理、話し方だと思うんで、ぜひその辺りは大きく改善していただきたいなと思います。

次の質問ですが、実施計画の進捗状況を見ると、第6次行政改革の途中評価ということになります。先ほどのふるさと納税等々含めて、毎年、ざっくりですが、100億円の一般会計予算あるとして、5年間で500億円となります。これに対する行政改革の金額的な効果は、先ほどのふるさと納税絡みの2.8億あたりで、500億円からすれば本当に僅かな数字になるんですが、行政改革の成果として、私にすればたったこれだけですかという表現なんですが、トータル的に本当にいくらなんでしょうか。

企画財政課長 先ほども申しましたとおり、5年累計で2億6,800万円となっております。

吉高平記議員 今まで貯金がなくなるということで、金額面で評価の話をしてきましたが、逆に金額で換算できにくい部分の4年間の評価というのはどのように評価されていますか。残り1年の予想も含めてお願いします。

企画財政課長 行政改革実施計画で推進項目42項目を掲げ、取組を行ってきましたが、できたもの、できなかったものがあり、できなかった項目は今後の課題と考えております。

吉高平記議員 この、できるできないという話は、やっぱり人の人件費についても、何時間かけているとか、この人のマックスの月間労働時間はこれぐらいやというところで、数値的に積み上げれば、先日来、あらゆる計画とか、総合計画とかいろんなものが出てきますが、それを作業量1から10までして、全部10レベルの仕事のしようと思ったら完全に負荷オーバーになるような計画がいっぱいある

んですよ。数値目標もほとんどないと。上から、あるいは、国や県から言われてつukらないといけない、やらされる感覚で取りあえず計画はつくる、でも、仕事のレベルは1から10のうち1か2にしておいてもいいよ。ただやってるだけ、見せているだけというようなことが非常に多いんじゃないかと。だから、その辺りはもっともっと比重をつけて絞り込んで、本当に職員が熱意を持って改善できるような作業量、あるいは、テーマとして取り組むべきかと思います。

普通の企業では当然やっていることなんで、私も4年前、議員になってからいろいろ4年間見てきましたが、やたらに本当に計画とか、何とか審議会とか、何とか計画とか、数が非常に多い。そういうやつをもっともっと行政改革で重複しているものは省いたり、やたらに課が多いところはもうちょっと縮小したり、いろんなやり方をもっともっと数値で見える形で計画して、それでPDCAを回すようにしていかないと、ある意味チェックしろとか確認しろというほうもできない相談であるように思います。

これは一番最後の次の行政改革についての辺りの話もあるんで、ひとまず置いておいて、2つ目の七種の青少年野外センターの利用料金について尋ねます。

まず、現在の使用料金を、例えば1日のデイキャンプで、大人1人1日220円、子ども110円となっています。管理棟には管理者が1人いて、利用者への各種サービスや周辺の清掃整備をされています。この料金で、この人件費の元が取れているのでしょうか。

社会教育課長 使用料だけでは人件費は賄えておりません。

吉高平記議員 利用者から得られる受益者負担金額で、町の負担は結果的には不要だったんでしょうか。あるいは、七種の青少年野外センターを管理するために、年間どれぐらいの予算が必要でしょうか。

社会教育課長 まず、利用者から得られる受益者負担金額で町の負担が不要になったということですが、そちらにつきましては利用者から頂いた利用料以外に、町の予算からも支出をしております。

それから維持管理するために年間どれぐらいの予算が必要であったかということで、こちらにつきましては、年度ごとに施設をどの程度整備するかによってその金額が異なってまいります、令和6年度は1,029万1,000円を予算計上しております。

吉高平記議員 大体維持管理費年間1,000万円ぐらい、各年なんで、それぐらいかかるんでしょうか。

社会教育課長 令和6年度につきましては、擬木柵の設置工事等がございましたので、例えば令和5年度でしたら約630万程度を計上しておりますので、年度によってどういう工事をするかによって予算の金額は変わってまいります。

吉高平記議員 そうしますと、逆算しますと、600万から1,000万の間で、利用者から同じ年度でどれぐらい、220円はデイキャンプの場合ですけども、頂いておられたのでしょうか。実績値があれば、令和6年、令和5年、お願いします。

社会教育課長 令和5年度決算額につきましては、使用料が176万1,765円利用料として頂いております。

吉高平記議員 そうすれば、最低600万から1,000万、利用者から、利用者負担、受益者負担としてお金を頂ければ維持できるという発想でよろしいのでしょうか。

社会教育課長 維持管理費用を全て利用料で賄うということになれば、計算上はそういう計算になるかと思います。

吉高平記議員 青少年野外センターは、利用者が何で来るんですかというところなんです、魅力度は単にほかの市町村と比べて料金が安いだけではないはずです。立地条件

とか施設とか、管理者のサービスの品質など、非常に付加価値が高いからこそ、青少年野外センターに来られると思うんですが、その付加価値をどのように把握されていますか。

社会教育課長 この野外活動センターが多くの方にご利用いただいておりますのは、議員おっしゃるように料金だけではなくて、まず市街地から遠過ぎず、それでいて森や池などの豊かな自然環境に恵まれた立地条件、それからきれいに保たれた施設、管理人の丁寧なサービスによるものがあるというふうに評価をしております。

吉高平記議員 教育面という側面から見ても、しっかりとサービスを受けるには対価が必要であることを丁寧にしっかりと教えるのも一つの教育だと思います。

持続可能な施設として、維持、メンテ、更新していくためには、いくらかかるから、あるいは、これだけ町民の税金も使ってるんやでというようなところも教育して、野外活動している中でも経済感覚をしっかりと小さい頃から教育していくことは非常に大事ななことだと思います。単に来られてる人から低い利用料金で使ってこそ教育だというような、どこの世界に住んでいるのか分からないような教育だけではなくて、しっかりと現実の経済感覚の教育をすべきではないでしょうか。その上で、福崎町が運営しているので、いくらか割引があるよというような説明も必要ではないでしょうか。

このような教育をしっかりとしていくことで、野外センターは昔から教育施設の一環として社会教育課が管理されていますが、そういった教育、経済感覚の教育も併せて野外センターでするのも全然矛盾はしていないと思うんで、いかがでしょうか。

社会教育課長 この福崎町青少年野外活動センターは、議員おっしゃるように社会教育施設としまして、野外活動を通じて豊かな自然に親しみながら友愛と協力の心を育て、青少年の健全育成を図るということを目的として設置をされております。

このため、経済感覚の教育というのも大切ではあると考えますが、快適な設備の整備やサービスの提供を最小限にとどめて、まずは町が設置運営している施設で、多くの方が共同で利用される社会教育施設であるということを大切に利用するという意識を持っていただきたいというふうに考えております。

吉高平記議員 適正価格、料金ということで、1日デイキャンプの例を挙げてみます。

1日の利用者が午後5時まで利用して、それ以降までする場合は、去年でしたか、一応議案がありまして、管理人がいる間に2日分の料金を頂くというルール改正がありました。1日220円で入場していて、午後5時以降も夜遅くまで楽しく過ごしたいなと思うときは、5時までに管理人に、もう220円払わないといけないから一種の歯止めになるという趣旨でした。現場の管理人に聞くと、キャンパーが静かに夜を過ごしたいのに、他の1日利用者が夜遅くまでわいわい騒いで困るということで、役場のほうに相談したということをおっしゃっていました。出てきたルールが1日440円払えば、夜中まで、深夜までわいわい騒ぐこともできる、踊っても大丈夫というような料金体系になっている。これでは利用者に関き直られても文句も言えない。ほかのキャンパーもちゃんと町のルールにのっとって440円を頂いていますからルールどおりですということになる。これ、私は、次の言葉はあまりそうかなと思ったんですが、管理人さんたちは、220円じゃなくて500円にすると、2日ならば1,000円になるから少しは効果あるん違うかなというような話もされてました。総合的に見て、適正な利用料金は一体いくらぐらいなのでしょう、このデイキャンプの場合。

それと、利用者が福崎住民とほかの地区との、ほかの地域、町村の人の利用料金の差額は、税金の分を加味していくらぐらいが適正な料金でしょうか、お聞き

します。

社会教育課長 この料金につきましては、社会教育施設として青少年を中心に気軽にご利用いただける施設としては、現在の使用料が適正ではないかというふうに考えております。ただ、この令和7年度で山小屋に空調設備の設置を計画するなど、今後の施設の整備状況や近隣の類似施設の状況を参考に、必要に応じて料金改正も考えていきたいというふうに思っております。

吉高平記議員 今、お米の値段からあらゆる物価が上がっています。どんどんどんどん相対的にこの220円の価値が非常に低くなってきていて、ありがたく思うんは、この低い料金以外の付加価値が七種の野外センターにはありますので、ぜひその辺りの付加価値の金額をちゃんと計算した上で、適正料金とはいくらか。特に財政の厳しいときですので、十分にお客様に納得して、お客さんに喜んで500円ぐらいなら払うわというところならば、500円が適正価格として決めてもいいんじゃないかと思うんです。

私の知り合いの朝来市でキャンプをしている人は、1人当たり1,000円頂いていますと。だから、500円いうたら半額で、十分町がやっているからいいんじゃないですかとおっしゃってました。

本当に経済感覚がない人、そういう人に喜んでもらっても仕方ないんで、どんどんどんどんそういう人らにも経済とはこういうことや、単なる利用料金で経済も大げさですけども、しっかりとそういう、原価があって、サービスがあって、喜んでもらってるからこれぐらい上げますよという説得もやっていかないと、毎年毎年税金をそっちにつぎ込んでいる状況で、どんどんどんどん赤字が出るのも当たり前かと思うんです。ですから、いま一度、適正価格とはいくらかというところをもっともっと次の財政改革も含めて検討いただきたいなと思います。

最後の行財政改革についてということで質問します。

まず、第6次行政改革の実施計画では、拝見すると、実行責任者など5W1Hが明確に示されていないものが非常に多いように思います。

PDCAサイクルという言葉は時々皆さんからもお聞きしますが、先ほどの質問の応答では、第6次行政改革全般を通して、言葉だけに終わってしまっているように感じました。余計なことかもしれませんが、過去、私がサラリーマン時代に日常していた基本的な改善プロセスを例に確認いたします。

まず何をするか、大きなテーマをみんなで話し合って決めます。例えば福崎町では、令和8年度以降に毎年2億円の財政調整基金をためるという大きなテーマを挙げます。次に、2億円を実現するためにおのおのの部署があるべき姿は何かを描き、それに向かって具体的に取り組むテーマを重要度とか、緊急性とか、投資対効果等々で評価して、具体的なテーマを決めます。次に、客観的なそのテーマに対する現状を把握して、目標値を数値化して、そのギャップを明らかにします。さらに、そのギャップを埋めるためにアイデアを数多く出し、施策を検討して最善策を選択します。その施策にあたっては、誰がいつどのようにするか等の5W1Hを明確にして、ようやく実施計画のプラン、計画が完成となります。

福崎町の実施計画では、このような5W1Hなどが全然見えないんですが、もっともっとこれのより詳細な詳細実施計画では、それがされてるのかどうか、ホームページで見る限りは分かりません。ただ、ここまで誰がいつまでにするんやということの責任を明確にしないと前に進まないのは、先ほどの職場の改善も一緒ですが、全然前に行かないのは初めから見えていたとも言えるような状況です。

それから、計画実施では、担当責任者がリーダーシップを取って、皆の協力の下スケジュールに沿って実行して、計画どおりにいかない場合も結構ありますの

で、その課題や問題点を解決しながら進めていくのが、いわゆるPDCAのD o、行うの実行のステップです。それを定期的にチェックして、悪くならないように歯止めをかけながら、次の目標へ向かってさらに挑戦し、アクションしていく。これがPDCAのA、アクションです。このようなサイクルを回すことで改善ができると。これをテーマによっては、短サイクルで回したり、長い目で回したり、いろいろあるんですが、これをしないと具体的な計画、いわゆる実行計画が前に行かないことは当たり前なんですよね。と、私はサラリーマン時代に教わってきました。何も工場だけじゃなくて、事務関係も同じことだと思います。

こういったことをどんどんやっていけば、行政改革も一般の計画も前に進んでいくんじゃないかと。このプロセスをなおざりにすれば、その場その場の当たり、その場その場の成果、その場その場の言い訳で終始してしまっていて、結果的にどんどんどんどん財政が厳しくなっていくような悪循環に陥ってしまうんじゃないでしょうか。

こういったプロセスを、第6次実行計画では、ある項目はされてきたんでしょうか。ほとんどがされていなかったんでしょうか。お聞きします。

企画財政課長 数値目標のあるものにつきましては、毎年PDCAサイクルにより決算報告書で検証を行っているところでございます。

吉高平記議員 数値があるのが本当に限られた項目だけで、それ以外はほとんど回っていないというような逆の意味で捉えることができます。ぜひ、計画する限りは何らかの数値で表現されるような指標をつくって、それを基にPDCAを回し、もっとももっといい指標があれば、次にそれを置き換えてというようなことをやれば、経験値が積み重なって改善が進んでいくかと思うんで、ぜひ大いにその辺りは検討いただきたいと思います。

次の質問です。

町の財政基金が10億円以上あるときはともかく、このままでは9年後の令和15年にはゼロになるという予想がされている今、いざというときの町の貯金、財政調整基金を、例えば最低10億円以上確保すること第1ターゲットにして、従来の行政改革の延長ではなく行財政改革、つまり財政改革の位置づけで、短期的にPDCAの管理サイクルをしっかりと回すマネジメントに変革していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

企画財政課長 そういったことができたなら理想だとは思いますが、義務的経費が大半を占めております行政事務においては、そういった手法を取るのは大変難しいと考えます。

吉高平記議員 私のサラリーマン時代も製造部門もあれば、開発部門もあって、事務部門も結構ありました。実際、私が事務部門にやっていたのは、事務部門専用のバリューエンジニアリング、価値向上工学、価値工学というやつを私が事務局していたんで、それを全社に広めて推進していたんで、十分事務に対してもやれるツール、方法はありますので、ぜひその辺りは次の行政改革、あるいは残り1年の第6次行政改革で実践していただきたいと思います。また、聞いていただければ、分かる範囲でサポートできることはしたいと思っています。

取りあえず、第1ターゲットは財政の立て直しかと思っています。

今の福崎町の行政は、町の発展の維持のために将来への投資、そのための収益の確保といった経営という発想、センスが非常に必要なときです。事業や業務の付加価値を高め、売上げや規模を拡大し、コストを低減して、福崎町のための収益を確保して、貯金し、必要なときに積極的に投資を行っていく経営マインドが必要かと思います。

今後は、職員一人一人が何のためにこの業務をしているのか、ほかにもっとい

いやり方はないか、町民のためにはもっと付加価値の高い仕事をするにはどうしたらいいか、などを考えて、チャレンジ精神で課題にぶつかり、アクティブに成長していくような風土にしていくべきかと思います。

課題や問題解決は行政側だけで悩まず、我々議員が参画する機会も求められたらいいかと思います。また、我々は人脈を通じて、必要ならその筋のプロを紹介することも可能です。我々は4月に改選を迎えるので、その先どうなるか分かりませんが、町民の皆さんのことを思い、福崎町の財政の立て直しには強い関心を持っています。

財政調整基金が令和15年度に底をついてしまうと予想されている今、従来のやり方の延長ではなく、心機一転し、新しい発想と行動力で貯蓄を回復し、危機を乗り越えていくべきかと思います。今後、当面は先ほど言いましたように財政改革に力点を置くべきかと思います。

最後に、今後の改革について、企画財政課長と町長の意気込みをお聞きいたします。

企画財政課長 令和7年度に第7次行政改革大綱及び実施計画を策定予定ですので、その中で職員一丸となってアイデアを出し合い、有識者から成る行政改革懇話会の意見も聞きながら、持続可能な行財政運営を目指し、次期行政改革の検討を行っていきます。

町長 今後の財政状況の推移を見てみますと、令和7年度から9年度にかけて、中播消防署の建替事業、それから、神崎郡新ごみ処理施設の建設事業など、投資的経費が最も多くなります。この時期における財政調整基金の一定の取崩しはやむを得ないというふうに考えているところですが、この時期を乗り越えるためには、さらなる行政改革の推進は避けて通れないとも思っております。

事業の推進にあたっては、より一層の選択と集中を進めて、必要な事業に重点的に取り組みます。

行政改革を進めるにあたっては、手数料、使用料の見直しをはじめ、ふるさと納税を活用した歳入の増にも積極的に取り組みます。

また、当初の目的を達成した歳出の洗い出しを進め、情報を公開し、議会の協力を得ながら、歳出の削減に取り組んでまいります。

吉高平記議員 くれぐれも財政の立て直しをよろしくお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、吉高平記議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会4日目は、3月24日月曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1時58分